



財政投融资レポート

Fiscal Investment and Loan Program Report 2023

2023



財政投融資とは

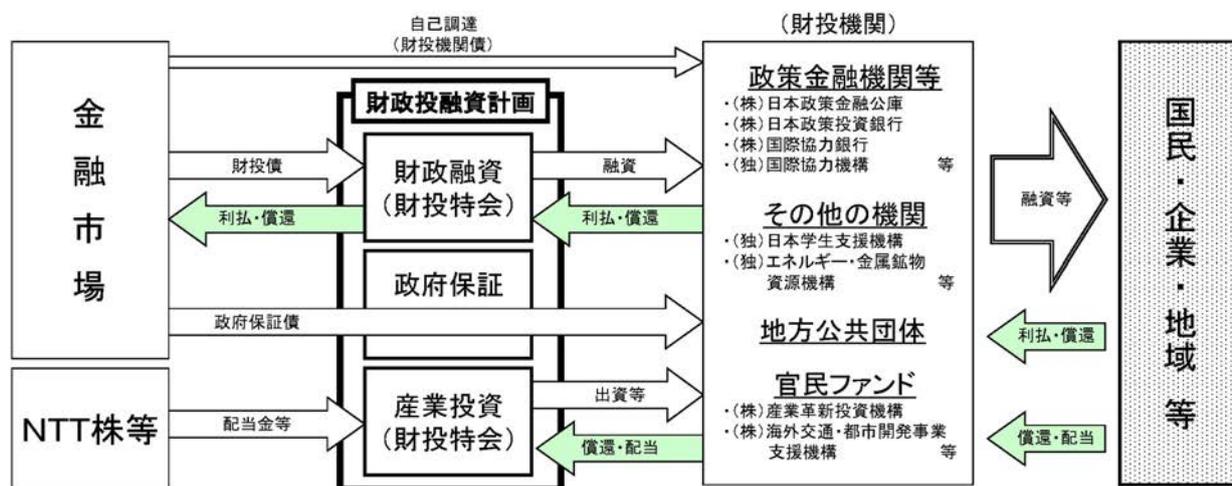
「財政投融資」とは、税財源によらず、国債の一種である財投債の発行によって調達した資金などを財源とする国による投融資活動です。リスクが高く民間では十分に対応できないものの政策的必要性から資金供給を行うべき分野に対して、資金を後に回収することを前提に、長期・固定・低利の融資や、リスクマネーの供給を行っています。具体的には、融資（財政融資）・投資（産業投資）・保証（政府保証）の3つの手法を用いて、政府関係機関などを通じ、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援といった分野に資金供給を行っています。

日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつが中長期的な視点に立った投資であり、中長期のリスクマネーや成長資金が必要とされています。こうした中で、民間金融だけではリスクをとる（リスクテイク）ことができない分野において、財政投融資に対する期待が生じています。これに対して、財政投融資は、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たします。

このレポートでは、財政投融資についてより理解を深めていただくため、財政投融資の仕組み・活用分野等についてできる限り分かりやすく説明するよう努めました。また、財政投融資に関する最新のデータも掲載しています。

このレポートをより一層充実した内容にしていくため、お読みいただいた皆さんからご意見・ご質問等をお寄せいただければ幸いです。

■財政投融資の仕組み





水戸市/ 公共事業等（新市民会館整備事業）/ 水戸市民会館/ 茨城県水戸市



沖縄振興開発金融公庫/[産投対象]MROJapan（株）に対する出資（新たな産業クラスターの中核となる国内初のMRO 事業を支援）/ 航空整備会社/ 沖縄県那覇市



表紙写真出典

- ① (独) エネルギー・金属鉱物資源機構/ITC Platinum Development Limitedに対する出資（伊藤忠商事（株）の海外探鉱開発案件支援）/プラトリーフ白金族金属の探鉱開発/南アフリカ
- ② (株) 海外需要開拓支援機構/日本発の発芽大豆由来の植物肉原料の世界展開を企図するフードテック・スタートアップ企業DAIZ社へ出資/お肉のような食感を実現するエクストルーダー（押し出し成型食品加工機）/熊本県上益城郡益城町
- ③ (株) 日本政策投資銀行/[産投対象]せとうち観光活性化ファンドによる観光活性化支援/古民家/広島県尾道市
- ④ (株) 日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）/スマート農業/環境制御システム導入ハウス/茨城県水戸市
- ⑤ (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構/整備新幹線事業/九州新幹線/長崎県長崎市
- ⑥ 室戸市/過疎対策事業【室戸市立室戸診療所建設事業】/室戸市立室戸診療所/高知県室戸市
- ⑦ (独) 都市再生機構/土地区画整理事業/うめきた2期区域/大阪府大阪市
- ⑧ (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構/船舶共有建造事業/れいめい丸/愛媛県八幡濱市
- ⑨ (独) 福祉医療機構/福祉貸付事業/介護老人保健施設エクセレント/宮城県仙台市
- ⑩ (株) 日本政策金融公庫/大和歯車製作（株）に対する融資（資本金ローン実行）（事業内容：精密歯車製造）/和歌山第三工場/和歌山県日高郡日高川町

目次

I 部 財政投融资の概要	1
1. 財政投融资とは何か	2
(1) 財政投融资の3類型	2
A. 財政融資	2
B. 産業投資	2
C. 政府保証	3
2. 財政投融资の特徴	5
(1) 一般会計との違い	5
(2) 有償資金による財政政策の特徴	6
(3) 産業投資の特徴	6
A. 産業投資の意義	6
B. 産業投資の性格・制度	7
C. 産業投資の対象分野	8
D. 官民ファンドを通じたリスクマネー供給	9
3. 日本経済の課題と財政投融资の果たす役割	10
(1) 日本経済の課題と公的金融について	10
(2) 財政投融资の果たす役割	10
A. 「平時」における公的金融機能	10
B. 「危機時」における公的金融機能	10
(3) 「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」	12
A. 財政投融资の対象として今後期待される分野	13
B. 地方公共団体向け財政融資の在り方	14
4. 財政投融资が活用されている分野	16
5. 財政投融资対象分野の変遷	18
(1) 1945年～1970年代前半（戦後復興期～高度経済成長期）	18
(2) 1970年代後半～1990年代	18
(3) 2000年代以降	19
(4) 財政投融资計画額の推移	20
6. 財政投融资の歴史	21
(1) 財政融資	21
A. 財政融資制度の沿革	21
B. 財政投融资改革	23
(2) 産業投資	25
A. 産業投資制度の沿革	25

B. 昨今の経済・金融情勢を踏まえた今後の産業投資について	27
C. 報告書『今後の産業投資について』への対応状況	28
7. 財政投融資特別会計	30

II部 財政投融資計画..... 33

1. 財政投融資計画編成の流れ	34
(1) 財政投融資計画とは	34
(2) 財政投融資計画の編成	34
(3) 国会の審議・議決	35
(4) 社会経済情勢に応じた柔軟な資金供給	35
2. 令和5年度財政投融資計画	36
3. 令和4年度財政投融資補正	45
4. 令和4年度財政投融資計画	46
5. 令和3年度財政投融資計画補正	47
6. 令和3年度財政投融資計画	47

III部 財政投融資に関する制度や取組..... 49

1. 財政制度等審議会財政投融資分科会	50
2. 財政投融資の財務の健全性確保	53
(1) 資産負債管理（ALM）	53
(2) 積立金（金利変動準備金）	53
(参考1) ALMの高度化	54
(参考2) 財政投融資特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ	55
(参考3) 繰上償還の補償金	57
3. 財投機関に対するチェック機能の充実	60
(1) 実地監査	60
A. 法人等実地監査・スポット監査	60
B. 地方公共団体実地監査	61
(2) 地方公共団体の財務状況把握	61
4. ディスクローチャーの充実	65
(1) 政策コスト分析	65
(2) 政策コスト分析の活用	66
(3) 財投機関におけるディスクローチャーの取組	66
(4) 財政投融資の透明性確保への取組	66

財政投融資レポート2023 用語集..... 67



中部国際空港株式会社/ 空港建設事業/ 中部国際空港/ 愛知県常滑市

I 財政投融資の概要

財政投融資という財政政策の持つ特徴や、これまでの財政投融資の活用についてなど、「財政投融資」とはそもそも何なのかについて紹介します。

I 部 財政投融资の概要

1. 財政投融资とは何か

「財政投融资」とは、税財源に依らず、国債の一種である財投債^①の発行によって調達した資金などを財源とする、国による投融资活動です。

(1) 財政投融资の3類型

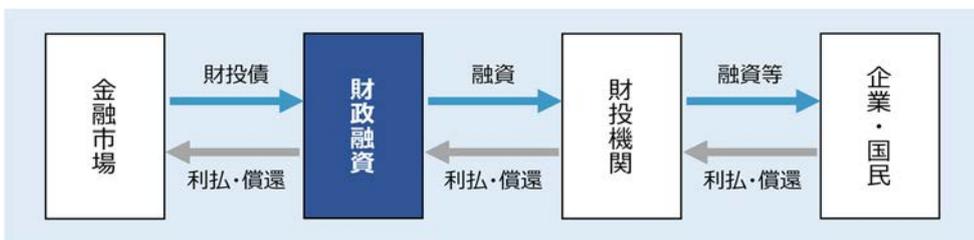
財政投融资の具体的な資金供給手法には、財政融資、産業投資、政府保証の3種類があります。それぞれに原資や会計区分、対象などが異なります。

A. 財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や預託金^②などによって構成されている財政融資資金^③を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して主に「長期・固定・低利」で行われる融資です。

財政融資資金は、財政投融资特別会計^④の財政融資資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性^⑤のある事業となります。また、「財政融資資金法」第1条において、財政融資資金の運用は「確実かつ有利」に行うことが求められていることから、財政融資資金の運用先は、同法第10条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。



B. 産業投資

産業投資とは、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や財政投融资特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを原資として行う投資(主として出資)です。

① 財投債 (財政投融资特別会計国債)

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券(国債)をいいます。財投債の発行収入は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画の中においても国債の一種として位置付けられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われる点で、一般会計などの歳出の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系(SNA)上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」にも含まれません。

(関連)「財政融資」、「財政融資資金」

④ 参照：I部7. 「財政投融资特別会計」

② 預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金(注)や余裕金(支払い余裕が生じた現金)などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債金利に即した利子が付されます。(注)年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連)「財政融資資金」

③ 財政融資資金

財政融資を行うための原資(財源)です。財政融資資金は、財投債(国債)や特別会計の積立金(注)などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的として「財政融資資金法」により設置されており、昭和26年度(1951年度)に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度(2001年度)の抜本的な財政投融资改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融资特別会計財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計(=税財源)からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

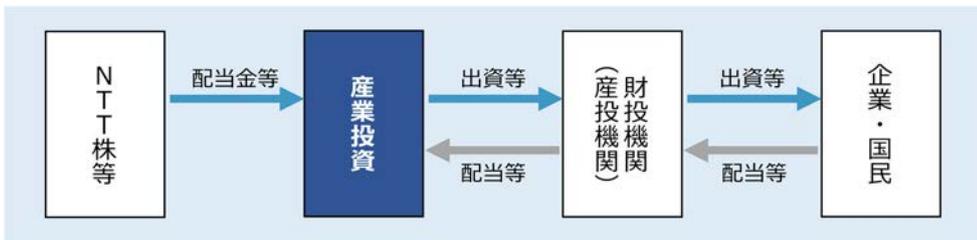
(注)年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連)「財政融資」、「財政融資資金運用計画」

産業投資は、財政投融资特別会計の投資勘定において経理されています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

なお、投資対象は、ガバナンスや収益性の観点から、政府の監督権限及び政府出資規定等を有する特別法により設置される法人に限定しており、その際、法律に国庫納付規定、配当規定又は利益分配規定のいずれかを設けています



C. 政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入金を対象に、政府が元利払いに対して行う保証です。これにより、財投機関^①は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証債は、国にとってバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融资改革^②により財投債（政府保証債より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応しています。

最近では、「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」(I. 3.(3)参照)を踏まえ、政府保証については引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。



⑥ 償還確実性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。
(関連)「民業補完性」

① 財投機関

財投機関とは、当該年度に財政投融资を活用している機関を指します。

財政投融资には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の3つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

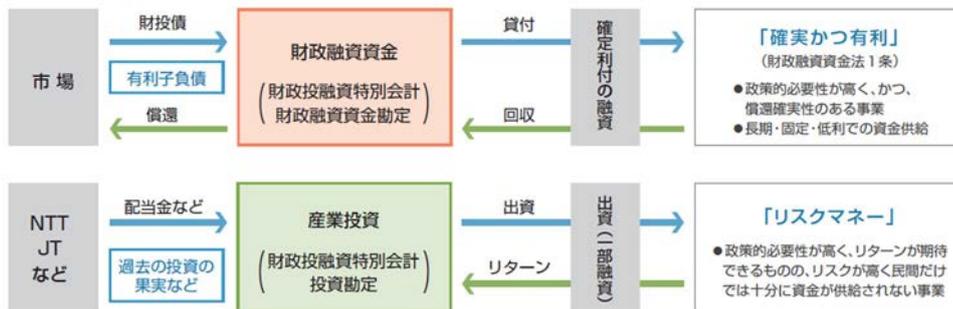
財政融資については、「財政融資資金法」第10条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など(特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの)が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

② 参照：I部6.(1)B
「財政投融资改革」

■ 財政融資と産業投資



2. 財政投融资の特徴

(1) 一般会計との違い

一般に、資本主義経済においては、市場メカニズムに従って財・サービスが配分されます。しかし、経済を完全に市場メカニズムに委ねた場合は、社会全体として必要な財・サービスが十分に供給されない、経済的に著しい不平等が生じる、などの問題が生じるとされています。政府の経済活動である財政政策は、このような問題を解決するために行われています。

財政政策において供給される資金には、以下の2種類があります。

- ① 補助金の予算措置など、渡し切りの「無償資金」
- ② 融資や投資といった、原資の回収を前提とした「有償資金」

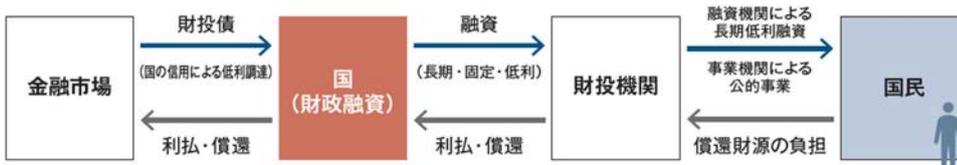
それぞれの資金の流れを見ると、①の一般会計補助金などは、国民から税を徴収し、政府が予算として支出するという“**一方向の流れ**”になっています。一方、②のうち例えば財政融資は、政府が市場から調達した資金を元に財投機関に融資し、財投機関は受益者に融資するという流れに加え、受益者から財投機関への利払・償還を元に財投機関が国(財政融資資金)に利払・償還を行い、国が市場に利払・償還するという“**双方向の流れ**”になっています。

■ 一般会計補助金などと財政融資の資金の流れの違い

一般会計補助金などの資金の流れ(イメージ)



財政融資の資金の流れ(イメージ)



(2) 有償資金による財政政策の特徴

有償資金による財政政策である財政投融资を活用した事業に関しては、一般会計によるものと比較し、以下のような特徴が挙げられます。

【租税負担の抑制】

財政融資は、財投債の発行などによって国の信用を活かして市場から低利で調達した資金を用いており、その償還・利払は財政融資の貸付先からの償還・利払によって賄われています。また、産業投資は、政府が保有している株の配当などをもとに出資をしています。そのため、租税負担が抑制されます。

なお、財政投融资を活用して政府関係機関や独立行政法人などが事業を実施する際に、同時に一般会計などから補助金・補給金などが支出されている場合があります。このような場合においても、補助金・補給金などのみによって事業を実施する場合と比べて、租税負担を抑制しつつ、事業規模を確保することができます。

【事業の効率的な実施】

補助金ではなく投融资により特定の事業を政策的に支援する場合、事業者や債務者が最終的にコストを負担するため、事業の効率的な実施につながることが期待できます。

【受益者負担の実現】

ある特定の公共財の建設や改良等によって利益を受ける者（受益者）が、その利益に見合った費用や料金等を負担することは、公平性の観点から適切です。

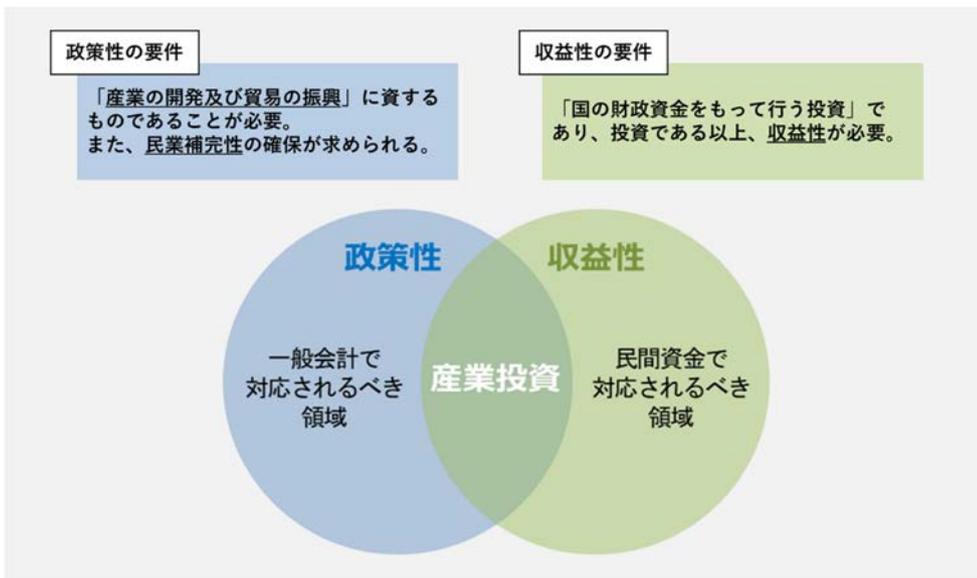
(3) 産業投資の特徴

A. 産業投資の意義

産業投資は、「特別会計に関する法律」（以下「特別会計法」という）第50条において、「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と規定されており、**政策性**と**収益性**という2つの要件をそれぞれ満たす必要があります。すなわち、産業投資とは、政策性の面で、国際的な競争環境の

中で日本経済の成長力強化等につながる産業の開発及び貿易の振興に資する民間資金の呼び水・補完となる戦略的な投資で、かつ収益性が見込まれる案件への投資です。

■ 産業投資の政策性と収益性



B. 産業投資の性格・制度

民間金融機関などの行う投資活動は、短期的な期間損益を株主、債権者などから求められる短中期的投資が中心となるのに対し、産業投資は、利益が上がるまで長期的に耐えることができる資金による投資、いわゆるペイシエント・キャピタルであることが特徴です。

産業投資は、財政融資と異なり、リスクが高い事業を対象として主にエクイティファイナンス（「産投出資」）を実施しています。また、メザニンファイナンスの供給源としての役割も担っており、産投出資に加えて、「産投貸付」も特例的・限定的に活用しています。

- 「産投出資」は、各機関が行う出資の原資又は業績連動型の金利設定の融資（主に資本性劣後ローン^①）の原資に活用しています。
- 「産投貸付」は、従前、研究開発法人の原資として、確定利付（据置期間^②は無利息）の融資を行っていましたが、平成20年度以降、各機関が行う業績連動型の金利設定の融資（主に資本性劣後ローン）の原資に活用しています。

① 資本性劣後ローン

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。そのため、資本性劣後ローンには、民間融資を誘発する効果が期待されます。

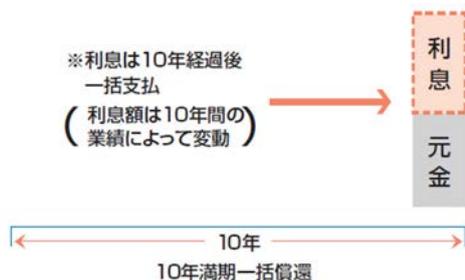
② 据置期間

借入日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間をいいます。

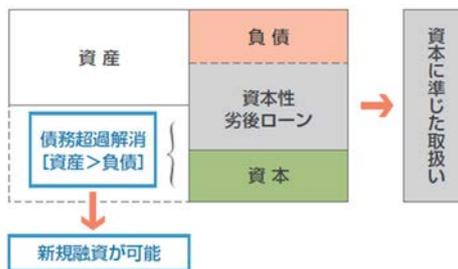
■ 産業投資の商品性

商品性	原資	産投機関にとってのメリット・デメリット
エクイティ ファイナンス	産投出資	再投資に回すことが可能。信用リスクに対応できる（自己資本の積み増しによる財務基盤強化）
メゾン ファイナンス		確定利付の財政融資では対応困難な業績連動型の金利設定の融資が可能。再投資に回すことが可能。信用リスクに対応できる（同上）
	産投貸付	確定利付の財政融資では対応困難な業績連動型の金利設定の融資が可能。財務基盤強化の効果がなく、信用リスクに対応できない

■ 業績連動型金利設定のイメージ



■ 資本性劣後ローンの効果



C. 産業投資の対象分野

産業投資は、従来、政府関係機関や独立行政法人などに対し、資本性資金の供給を目的とした出資、政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化を目的とした出資を実施してきており、近年は、これらに加え、官民ファンドを通じてリスクマネー供給を強化し、これを呼び水として民間資金を誘発しています。

一方、これまで実施してきた研究開発法人向け投資は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年（2010 年）12 月 7 日閣議決定）などを踏まえた各法人における事業の廃止や新規採択の廃止などを受け、大幅に減少しています（平成 26 年度（2014 年度）以降はゼロ）。

■ 主な産投機関

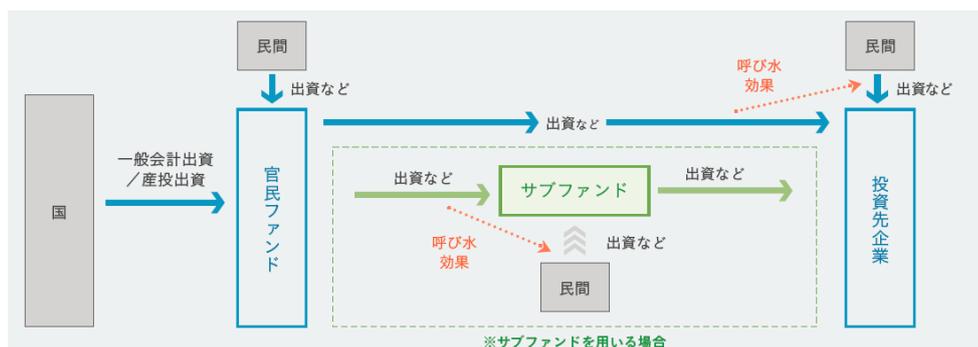
投資実績の区分	主な産投機関名
① 資本性資金の供給や政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化	(株)日本政策投資銀行 (DBJ)、(株)国際協力銀行 (JBIC)、(株)日本政策金融公庫 (JFC)、(独)エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 等
② 官民ファンドを通じたリスクマネー供給	(株)産業革新投資機構 (JIC)、(株)民間資金等活用事業推進機構 (PFI機構)、(株)海外需要開拓支援機構 (CJ機構) 等
③ 研究開発法人向け投資 (将来の研究開発成果による資金回収) ⇒ 新規採択の廃止、資金回収の徹底	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構

D. 官民ファンドを通じたリスクマネー供給

官民ファンドは、政府・民間から拠出された資金を原資として、政策目的を実現するための投資活動を行うファンドを指します。ここで言う政策目的とは、具体的には、政府の成長戦略の実現や地域活性化への貢献及び新たな産業・市場の創出など、政策的意義のある分野において民間資金の呼び水・補完としての役割を果たし、民間のリスクマネー供給を活発化させることです。

官民ファンドは、こうした政策目的が達成されるよう、それぞれの設置法に基づき、所管官庁の監督の下、政策目的の実現に向けた取組がなされています。

■官民ファンドのスキーム



3. 日本経済の課題と財政投融资の果たす役割

(1) 日本経済の課題と公的金融について

人口減少の進む現状において、日本経済が持続的に成長していくための課題として、生産性の向上やイノベーションの創出が指摘されています。

この課題の解決のためには、中長期的な視点に立った投資が必要不可欠であり、民間金融だけでは十分にリスクの負担ができない領域においては、政府が公的金融機能を発揮する必要があります。

(2) 財政投融资の果たす役割

財政投融资は、公的金融のひとつとして、「民間にできることは民間にゆだねる」という民業補完性^④を前提として、平時・危機時のそれぞれにおいて、以下の役割を果たしています。

④ 民業補完性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。

(関連)「償還確実性」

A. 「平時」における公的金融機能

政策的必要性が認められる場合であっても、そもそも税制、補助金、規制ではなく公的金融機能が求められるのかということも含め、政策目的達成のためにどのような手法が最も適しているのかを整理すると、平時に公的金融機能が担うべき役割として、①大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における「民間では担えないリスクの負担（中長期の資金供給）」、②情報の非対称性や不完全競争、外部経済効果（特に非排除性）など市場メカニズムでは効率的な資源配分が実現されない状況に対応する「民間金融市場の補完」、③民間の投資マーケットが十分に形成されていない状況で公的資金を呼び水とした「民間資金の誘発効果」などが挙げられます。

B. 「危機時」における公的金融機能

危機時には公的金融機能が平時の役割を超えた役割を担います。具体的には、いわゆるリーマン・ショック等の経済・金融危機により金融市場が機能不全に陥った場合の復旧支援や、東日本大震災等の大規模災害後の復興支援には、民間金融のリスクテイクにも限界があり、公的金融機能による「量的補完」が重要な役割を持ちます。一方で、平時への移行時においては、移行のタ

イミングを見極めて、危機対応を目的とした融資が恒常化するなど産業の新陳代謝を妨げることはないよう、公的金融機能が担うべき事業範囲・事業分野に縮小することとしています。

平時

▶民間では担えない中長期の資金供給

空港、都市再開発など、国民経済全体や地域経済に便益を及ぼす大規模・超長期のプロジェクトなどにおいて、中長期の資金供給など、民間金融では担えないリスクを負担しています。

▶民間金融市場の補完

信用力・担保力が弱い中小零細企業・農林水産業や、外部経済効果のために最適配分がなされにくい環境、一定の政策的誘導が必要な福祉などの分野において、民間金融で対応困難な政策目的を実現しています。

▶民間資金の誘発効果

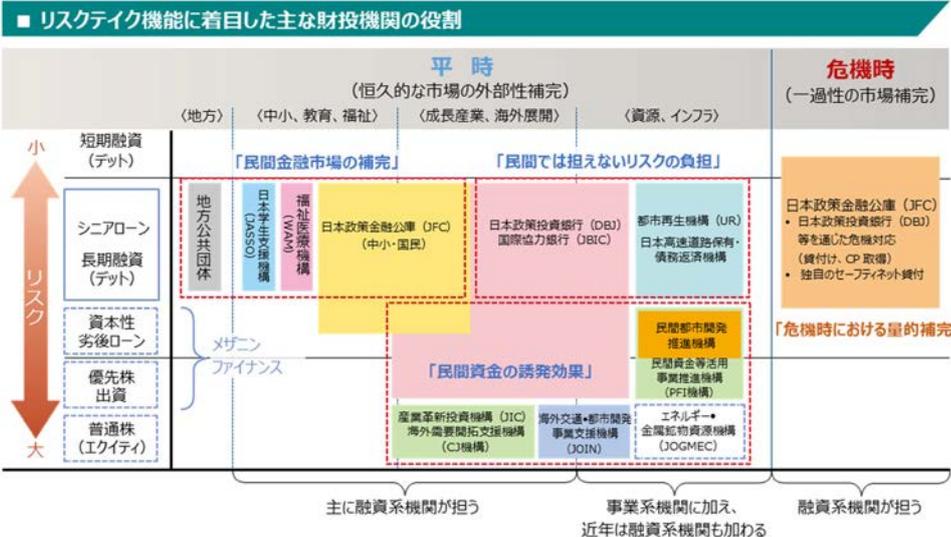
政策目的の実現に資する分野で従来の枠を超えて付加価値を創出するベンチャー企業などに対して、資金調達を支援することにより、民間金融からの資金供給を誘発しています。

危機時

▶危機時における量的補完

リーマン・ショックや、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症などのような危機時には、民間金融のリスクの負担にも限界があるため、平時の役割を超えて民間金融の「量的補完」をしています。

■リスクテイク機能に着目した主な財投機関の役割



(3) 「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」

財政投融資改革以降、財政投融資計画^①額の規模は減少傾向にありましたが、平成20年(2008年)以降、平成20年(2008年)9月のいわゆるリーマン・ショックや平成23年(2011年)3月の東日本大震災からの復興への対応、民間投資を活性化させるための官民ファンドを通じたリスクマネーの供給など、当時の経済社会情勢を踏まえ、資金需要に対し積極的に対応してきました。

そうしたなかで、平成26年(2014年)2月から6回にわたり財政制度等審議会財政投融資分科会^②(財投分科会)が開催され、内外の経済・金融情勢の変化などを踏まえて、政府が行う投融資活動の在り方と、それを適切に運営していくための官民の役割分担・リスク分担、貸し手又は出資者としてのガバナンスについて検討されました。その結果、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」がとりまとめられました。

① 参照：Ⅱ部1.(1)
「財政投融資計画とは」

② 参照：Ⅲ部1.
「財政制度等審議会財政投融資分科会」

■「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」のポイント

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」(平成26年6月17日)のポイント

- ◆ **日本経済の課題と財政投融資の果たす役割**
 - 持続的成長を支える重要な要素のひとつが中長期的な視点に立った投資。企業の生産性向上、イノベーション創出に向けて、規制緩和やコーポレート・ガバナンスの強化等に取り組むとともに、**官民の適切な役割分担の下、中長期的なリスクマネーや成長資金の供給拡大が必要。**
 - 民間金融だけでは十分にリスクテイクできない分野において、**財政投融資を含む政府が行う投融資活動(公的金融機軸)**に対する期待が生じてきている。財政投融資は、**自助努力の促進による事業の効率的な実施や受託者負担の実現を通して租税負担の軽減を図る**という特徴を発揮しつつ、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補充しながら、**資金面からの成長制約を解消する役割を果たす。**
- ※ 財政投融資は金融的手法の政策スキームであり、財政投融資は償還確実性の確保、リスクマネーを供給する産業投資は適切なポートフォリオマネジメントによる全体としての毀損回避が前提。
- ◆ **財政投融資の役割**
 - **官民の適切な役割分担**
 - ① 民間金融市場の補完(情報の非対称性、不完全競争、外部経済効果など)
 - ② 民間では抱えないリスクの負担
 - ③ 民間資金の誘発効果
 - ④ 危機時における公的金融機軸
 - ⑤ 量的補充(平時への移行時に縮小)
 - **官民の適切なリスク分担**
 - ① 民間企業のモラル・ハザードを防止しつつ、公的部門は、基礎的技術の不確実性、進出先国のリスクなどを分担し、適度な支援を行う
- **財政融資と産業投資の役割分担**
 - ① 財政融資：超長期資金を含めた「負債性ファイナンス」
 - ② 産業投資：エクイティ性資金を含めた「資本ファイナンス」
 - ③ 財政融資と産業投資を組み合わせたハイブリッドな資金供給の手法を検討(⇒事業の成長性を重視する資金供給に重点をシフト)
- ◆ **産業投資の在り方**
 - **産業投資の役割**
 - ① 短中期の民間投資に対し、収益が上がるまで長期に耐えうる資金、資本性資金を呼び水として供給し、民間金融による資金供給(レバレッジ)を誘発する質的補充
 - ② 「投資収益の論理」と「政策目的の論理」の重複機軸(ストラクチャー)で運営
 - **産業投資のリスク管理**
 - ① 個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスをとるポートフォリオマネジメントにより、毀損を回避し、一定の利益を確保
 - ② 時限組織である官民ファンドはフェーズ(投資期間、回収期間)毎に対応
 - **産出投資と産投貸付の役割・特徴**
 - ① エクイティファイナンス(産出投資)に加え、メゾニファイナンス(確定利付の財政融資では対応困難)に産投貸付を特時的・限定的に活用
- ◆ **地方公共団体向け財政融資の在り方**
 - 資金調達能力の差を踏まえた資金供給、資金使途に着目した重点化
 - ⇒ 臨時財政対策債は、財政融資資金としては抑制的な関与にとどめる
 - 公共施設の更新投資への柔軟な対応、財政融資資金の償還年限延長を検討
 - ⇒ その際、公共施設の構造的な管理を促す
- ◆ **ガバナンスの向上**
 - 貸し手として(新たにコパナンスの活用を図り、外部ガバナンスを高める)
 - 出資者として(官民ファンドガイドラインに基づき、出資者としてのガバナンスを確保)
 - チェック機能の充実(実地監査・スポット監査、地方公共団体の財務状況把握の充実・活用)
- ◆ **ディスクロージャーの充実**
 - 政策コスト分析の充実(時系列の把握・公表、対象分野毎の集計を新たに行う)
 - 使途別分類表の見直し(「産業・イノベーション」、「海外投融資等」を新たに分類)
- ◆ **資金調達の在り方**
 - **財投債・財投F**(発行額の平準化、デュレーション/マチュリティギャップの極小化)
 - **政府保証債・政府保証外債**(政府の資産・負債を管理するものについては引続き継続適時的に組み立て、成長戦略に即し、外資需や大規模プロジェクト等に係る審査基準を明確化)
 - **財投機関債**(ディスクロージャーや事業運営の効率化といった効果と調達コストを勘案)
- ◆ **財投特会の財務の健全性確保**
 - **ALMの高度化**(金利スワップ及び買入売却を補完的手法として引き続き実施)
 - **積立金**(財投特会の財務の健全性確保のため、復興の進捗や財政事情を勘案しつつ、継続的に積み立てる必要、その際、積立金の必要水準の引下げの可能性を検討)
 - **貸付金の証券化**(貸付金高圧縮の進展等を踏まえ、基本的な実施しない方針)

このうち、「財政投融資の対象として期待される分野」と「地方公共団体向け財政融資の在り方」の詳細な内容についてはそれぞれ以下の通りです。

A. 財政投融資の対象として今後期待される分野

生産年齢人口の減少が進む中、生産性を向上させ、一人当たりGDPを高める必要があります。アジアを中心とした海外の成長の果実の取込みに向けて、従来以上に踏み込んだ取組みが求められます。同時に、海外への進出（対外直接投資）・日本市場への呼び込み（対内直接投資）を促進し、成長力のある海外と一体的に日本経済が成長することが課題とされています。

例えば、企業の設備投資はバブル崩壊後の長い停滞の中、デフレ不況の影響等により低迷してきており、再びリスクをとって設備投資を行うためのビジネス環境を整備することが求められています。また、日本の産業競争力強化に向け、新規事業を創出し、イノベーションを促すための中長期のリスクマネーや成長資金の供給増大が課題とされています。

もとより、中長期的な視点に立った投資を促進するためには、資金の取り手となる企業部門が自らの経営改革を通じて競争力を強化し、生産性を向上させ、投資対象として魅力を高めることが必要です。資金の供給側の視点からは、金融・資本市場を活性化させ、豊富な家計資金がリスクマネーや成長資金に向かう循環を確かなものにしていくことが必要です。

こうして金融部門と実体経済が「車の両輪」としてともに成長していくためには、生産性向上とイノベーション創出に向けて、政府が規制の緩和や制度の整備を進めつつ、企業が人材育成やコーポレート・ガバナンスの強化等の変革に取り組み、官民の適切な役割分担の下、次の6分野に対して中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大が必要となってきました。

① 産業競争力強化

グローバル経済圏とローカル経済圏の課題に応じ、産業の新陳代謝を促進し、先端的設備の導入等による効率性向上や付加価値向上を図り、産業競争力の強化を支援する。

② イノベーション創出

産業の活性化に不可欠なイノベーションに必要なエクイティ性の事業資金ニーズに応え、新規・成長産業の事業リスク（特にアーリーステージ）を支える。

③ インフラ輸出

官民一体でインフラシステムの海外展開を戦略的に支援し、世界の膨大なインフラ需要を取り込む。

④ 中堅・中小企業の海外展開

国内市場が伸び悩む中、アジアを中心とする新興国の需要を獲得するため、中堅・中小企業の海外展開を支援する。

⑤ インフラ投資

民間の資金やノウハウを活かしたインフラ投資を促進し、老朽インフラ等の新たな課題に対応する。

⑥ 地域活性化

地域産業の成長・雇用の維持創出、人口急減・超高齢社会における持続可能な都市・地域の形成を支援する。

B. 地方公共団体向け財政融資の在り方

地方公共団体が社会資本の整備などを実施するにあたり、民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を供給するため、財政融資資金により地方債^①の引受けを行っています。

① 現状

地方公共団体向け財政融資については、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着目した重点化措置を実施してきており、財政融資資金の割合は低下する一方、市場公募資金^②等の民間等資金の割合は上昇してきました

(「地方債の市場化」)。他方で、災害復旧事業など国が責任を持って対応すべき分野等においては引き続き重要な役割を担っています。

② 今後の在り方

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」(平成26年6月財政投融資分科会)において、以下の観点から適切な資金供給を行うことが求められています。

i. 資金調達能力の差を踏まえた資金供給

① 地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一般会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債による資金調達は原則として、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、「地方財政法」第5条に掲げられる場合において行うことが可能となっています。

地方債の資金調達先は、大きく分けて、公的資金(財政融資資金など・地方公共団体金融機構資金と民間等資金(市場公募資金・銀行等引受資金))に分けられます。公的資金のうち、財政融資資金は、地方公共団体向けの財政融資として財政投融資計画に計上されます。

地方債による資金調達については、地方公共団体の自律的な財政運営を促す観点から、民間等資金によることが基本とされており、財政投融資改革以降、地方公共団体の資金調達能力と資金使途に着目した重点化を推進したことにより財政融資資金の割合は低下し、一方で市場公募資金などの民間等資金の割合は上昇しました。

(関連)「銀行等引受資金」、「地方債計画」

② 市場公募資金

地方債資金のうち、広く投資家に債券購入を募る方法により調達した資金をいいます。全国型市場公募地方債においては、地方公共団体が単独で発行する個別発行に加えて発行ロットを大型化することで発行コストの低減や安定的な調達などを図るため、平成15年度(2003年度)から共同発行が実施されています。このほか、地方債の個人消化と公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型市場公募地方債以外に、平成14年(2002年)3月以降「住民参加型市場公募地方債」の発行が実施されています。

(関連)「地方債」

- [1] 資金調達能力の低い地方公共団体には、民間等資金を補完し、資金を安定的に確保します。
- [2] 市場における資金調達が困難になった場合、民間等資金への補完機能を超えて資金供給を行います。市場環境が好転次第、早期に民間等資金を中心とした資金調達に転換します。
- [3] 「財政再生団体」については、公的資金によるセーフティネット機能の発揮が求められますが、適切なモニタリング等を通じて、財政再生計画の着実な執行を促進します。

ii. 資金使途に着目した重点化

民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、

- [1] 国が責任を持って対応すべき分野に対して、引き続き積極的に対応します。
- [2] 国の政策と密接な関係のある分野（国庫補助負担事業）に対して、引き続き対応します。
- [3] その他の分野（地方単独事業等）については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制します。

臨時財政対策債は、引き続き抑制的な関与にとどめ、資金調達能力の低い地方公共団体に対して、柔軟に対応します。

iii. 他の資金との役割分担

地方公共団体金融機構資金¹²⁹と民間等資金は、いずれも地方公共団体が自ら調達した資金であると捉えた上で、資金使途に着目した重点化分野等において財政融資資金を確保します。

その際、以下のような財政融資資金のもたらす副次的な効果にも留意します。

- [1] 団体にとって、財政融資資金の存在が、他の資金調達の条件を有利なものとする効果があること。
- [2] 融資審査等を通じ、団体に対して、その直面する予算制約を意識づけることができること。

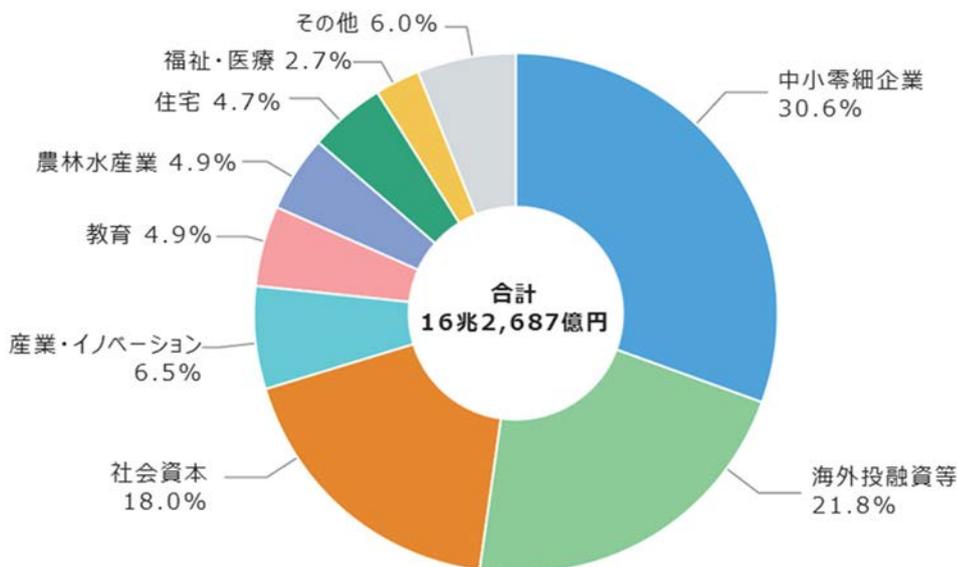
129 地方公共団体金融機構資金

地方公共団体金融機構が貸し付ける資金をいいます。地方公共団体金融機構は、全都道府県・市町村からの出資により設立され、地方公共団体に対し、長期かつ低利の資金を融通しています。

4. 財政投融资が活用されている分野

財政投融资は、政府関係機関や独立行政法人などの財投機関が行う事業を通じて、様々な分野に活用されています。

■ 財政投融资の分野別措置額の割合（令和5年度財政投融资計画）



▶ 中小零細企業

信用力や担保力などの基盤が弱い中小・小規模事業者に対し、資金繰り支援、創業や経営転換のための設備投資等への資金供給を行っています。

－日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫など



(株)日本政策金融公庫(国民一般向け業務)/コネクテッドロボティクス(株)に対する融資(事業内容:飲食店や食品工場向けのロボットサービスの開発・販売)/惣菜盛付ロボット Delibot/東京都小金井市

▶ 海外投融资等

資源・エネルギーの安定的な確保や、日本企業の海外事業展開の推進などを行っています。

－国際協力銀行、エネルギー・金属鉱物資源機構、海外需要開拓支援機構など



(独)エネルギー・金属鉱物資源機構/ウィートストーンLNGプロジェクト/プロジェクトサイト全景/オーストラリア

▶ 社会資本

空港や鉄道、高速道路の整備など、大規模・超長期のプロジェクトの推進・加速などを行っています。

－鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本高速道路保有・債務返済機構など



(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構/整備新幹線事業/九州新幹線/長崎県長崎市

▶産業・イノベーション

産業の競争力強化やイノベーションの創出に必要なリスクマネーの供給などを行っています。

－日本政策投資銀行、日本政策金融公庫など



(株) 日本政策投資銀行/LNG 船

▶教育

学生等に対する貸与型奨学金事業や、私立学校の施設整備などに必要な資金の貸付けなどを行っています。

－日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団など



日本私立学校振興・共済事業団/貸付事業(一般施設費)/国際基督教大学/東京都三鷹市

▶農林水産業

自然条件に影響を受けやすい、生産サイクルが長いなどの特性がある農林水産業において、設備投資などへの資金需要に対応するなどを行っています。

－日本政策金融公庫、全国土地改良事業団体連合会など



(株) 日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)/規模拡大/牛舎/北海道天塩町

▶住宅

老朽化した賃貸住宅の建替えの推進や東日本大震災などの災害に対応するための災害復興住宅融資などを行っています。

－都市再生機構、住宅金融支援機構など



(独) 都市再生機構/賃貸住宅事業/浜甲子園団地/兵庫県西宮市

▶福祉・医療

医療法人や社会福祉法人などに対する融資を通じて、福祉施設や医療関連施設の整備の推進などを行っています。

－福祉医療機構、国立病院機構など



(独) 福祉医療機構/福祉貸付事業/認定こども園 るり幼稚園/静岡県静岡市

5. 財政投融资対象分野の変遷

(1) 1945年～1970年代前半

(戦後復興期～高度経済成長期)

戦後経済復興期には、基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）の育成に力点が置かれました。その後、高度経済成長期に入り、欧米より遅れたインフラ整備やマイホーム取得のために住宅分野にも活用され、さらに、中小企業支援や公共事業にも活用されました。こうした分野を担うべく、財投機関の数も増加し、政策目的に応じた様々な財投機関が出揃いました。

■戦後復興期～高度経済成長期（主な活用事例）

分野	財投機関	活用事例
住宅	日本住宅公団	多摩ニュータウン、高島平団地の整備など
中小企業	中小企業金融公庫	ソニー（株）、京セラ（株）などの創業期・成長期に融資
社会資本整備	日本道路公団 日本国有鉄道 新東京国際空港公団	東名、名神高速自動車道などの建設 東海道・山陽新幹線の建設 成田国際空港の建設
産業	電源開発 日本開発銀行	電力供給のためのダム建設など（御母衣ダム） 基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）に対する長期資金の供給

(2) 1970年代後半～1990年代

(安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期)

オイルショックを経て安定成長期へ移行し、企業の投資意欲が減退する中、1970年代後半から1980年代前半にかけて住宅及び中小企業向けが増加し、生活環境整備（都市開発など）を加えると財政投融资全体の6割を占めました。また、大都市圏を中心とした大規模なニュータウンや研究学園都市の開発、地方産業拠点の建設など、採算性が必ずしも高くない事業にも活用されました。

バブル崩壊後の1990年代は、経済対策として公共事業が推進される中、住宅向けが増大し、全体の3分の1となりました。

■安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期（主な活用事例）

分野	財投機関	活用事例
住宅	住宅金融公庫 宅地開発公団	住宅建設のための融資 千葉ニュータウンの開発など
生活環境整備 地域開発	住宅・都市整備公団 地域振興整備公団 水資源開発公団	都市の再開発（みなとみらい21）、研究学園都市（筑波）の開発など いわきニュータウン・長岡ニュータウンなどの開発、地方都市の再開発 水資源の開発・利用のため、奈良俣ダム、早明浦ダムなどの建設
中小企業	中小企業金融公庫 国民金融公庫	民間金融機関からの融通が困難な中小企業などに対する融資
社会資本整備	日本鉄道建設公団 空港整備特別会計など	長野新幹線などの建設 東京国際空港（羽田）の沖合展開・再拡張

(3) 2000年代以降

財政投融资制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするため、平成13年（2001年）から「財政投融资改革」を実施し、対象分野の重点化・効率化に取り組みました。こうした中、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年（2001年）12月閣議決定）などを背景に、住宅の割合が大きく減少しました。

その後、平成20年（2008年）のリーマン・ショック後の経済危機や平成23年（2011年）の東日本大震災への対応として、資金繰りに困難をきたしている企業に対する支援（セーフティネット貸付や危機対応業務）、復旧・復興事業や防災・減災対策に活用されました。また、近年では新型コロナウイルス感染症の流行の際の資金需要に対しても、財政投融资が積極的に活用されました。

リーマン・ショック後の経済・金融危機への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	中長期的に業況の回復が見込める中小企業などへのセーフティネット貸付の拡充等
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資
海外投融资	国際協力銀行	日本企業の海外事業などを支援するための信用供与

東日本大震災への対応

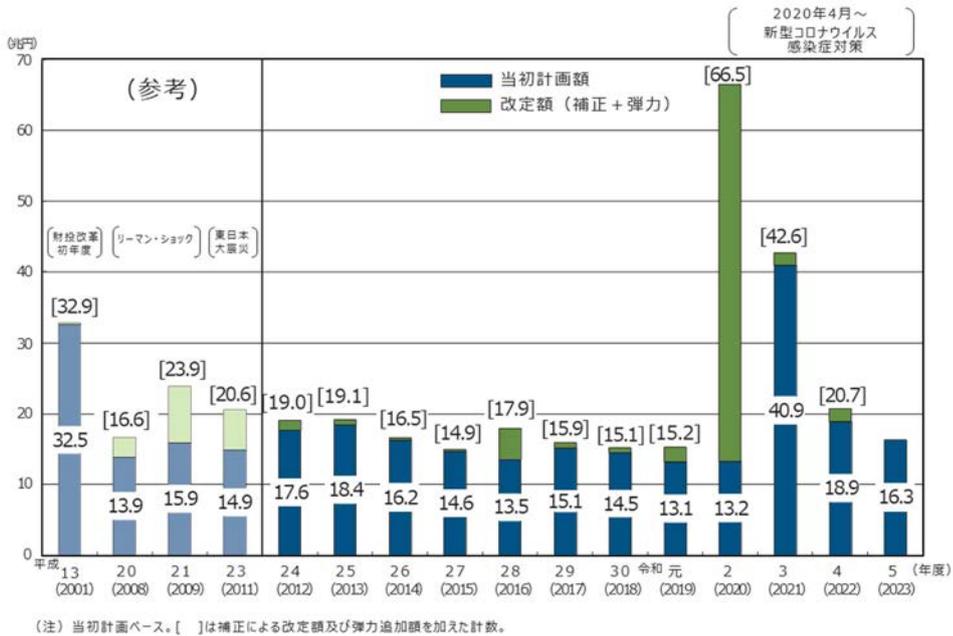
分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	東日本大震災復興特別貸付制度、被災中小企業向けの資本性資金の供給（資本性劣後ローン）などを通じた資金繰り支援
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関を通じた危機対応融資（ツーステップ・ローン）
地方	地方公共団体	東日本大震災を教訓として行う防災・減災対策のための資金供給
福祉・医療	福祉医療機構	被災した病院・福祉施設の復旧及び運転資金の貸付
住宅	住宅金融支援機構	被災した住宅に係る災害復興融資の拡充

新型コロナウイルス感染症への対応

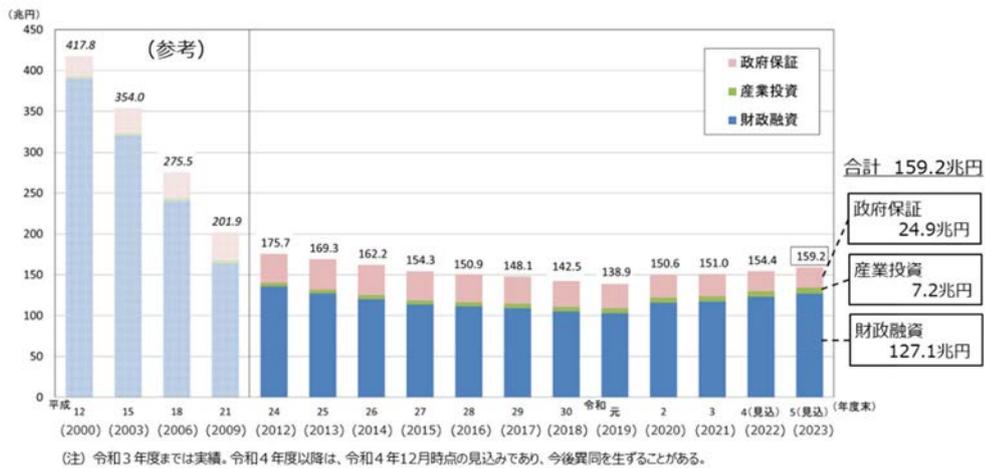
分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付制度、利子補給による実質無利子・無担保融資などを通じた資金繰り支援
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資、民間金融機関からの金融支援を促す資本性劣後ローン
農林水産業	日本政策金融公庫	経営に影響が出ている農林漁業者に対する、実質無利子・無担保融資を通じた資金繰り支援
福祉・医療	福祉医療機構	休業や事業を縮小した福祉・医療事業者に対する、無利子・無担保等の優遇融資を通じた資金繰り支援

(4) 財政投融资計画額の推移

■ 財政投融资計画額の推移（フロー）



■ 財政投融资計画残高の推移（ストック）



6. 財政投融资の歴史

(1) 財政融資

A. 財政融資制度の沿革

① 明治時代初期～中期

「財政融資資金」の歴史は明治時代初期までさかのぼることができます。当時、民間金融機関は未発達であり、政府のもとに各種の資金が集まりました。明治9年(1876年)の「準備金取扱規則」では大蔵省国債寮で預金を預かりこれを運用するという趣旨の規定が置かれており、明治11年(1878年)にはえきてい 逓信局貯金(現在の郵便貯金)の預託も受けるようになり、集まった資金を国債で運用することになりました。さらに明治18年(1885年)5月、「預金規則」が制定され、大蔵省預金の預入が法制化されました。なお、「預金規則」には具体的な運用方法及び内容について何等規定されておらず、当初は運用よりもむしろ保管管理に重点がおかれていたものと考えられます。

② 明治時代後期～戦時中

その後、明治40年代(1907年～1912年)にはそれまで運用の太宗を占めていた国債証券のみならず、地方債証券などの引受け、一般会計、特別会計に対する貸付けなどに運用されるようになり、大正に入ると国内事業資金の供給や対外投資にあてるため、興業債券、勸業債券の引受けや特殊銀行などに対する貸付けなどが増加しました。しかし、これらの中には運用上問題が生じたものがあつたため、大正14年(1925年)に「預金部預金法」及び「大蔵省預金部特別会計法」が制定され、運用の基本原則の明確化、経理の明確化・機構面での整備(「預金部」の設置)が図られました。その後戦時体制への突入とともに、次第にその運用は、国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資などに重点が移されていきました。

③ 戦後

終戦後、預金部の運用資産について、特殊会社、銀行などの債権や貸付金などに損失が生じたため、預金部の資産及び負債の整理が実行されました。ま

た、占領下での運用先は、連合軍総司令部の方針として、原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されることとなりました。その後、国民生活が落ち着きを取り戻すにつれ、郵便貯金を中心として預金部資金が急増し、余裕資金が生じたことと産業界から長期設備資金の供給を求める声が強かったことなどから、長期資金の供給体制を整備するため、昭和26年（1951年）に「資金運用部資金法」が制定されました。同法により設置された「資金運用部資金」が財政融資資金の前身です。

資金運用部資金法においては、郵便貯金や政府の特別会計の積立金・余裕金などの政府資金を資金運用部に統合し一元的運用を図ることが明確化されました。また、確実かつ有利な運用を徹底するため、運用先を国（一般会計及び特別会計）や地方公共団体と、その全額出資法人などに限定することを規定しており、この点は現在の財政融資資金においても同様の考え方を踏襲しています。

■ 財政融資制度の沿革（概略）



B. 財政投融資改革

財政投融資制度については、平成13年度（2001年度）に抜本的な改革（財政投融資改革）が行われました。

この改革以前は、資金運用部資金法（「A. 財政融資制度の沿革」参照）に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融資の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融資は、国内の貯蓄を社会資本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融資の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されていました。

財政投融資改革は、こうした点を踏まえ、財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融資の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みへと改められました。財政投融資に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金需要に応じた効率的な資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となりました。

また、財投機関が行う財政投融資対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、さらに、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債^①の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

このほか、政策コスト分析^②を導入しました。これは、財政投融資のディスクロージャーの観点から、財政投融資を活用している事業について政策コスト（将来見込まれる補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融資対象事業の妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

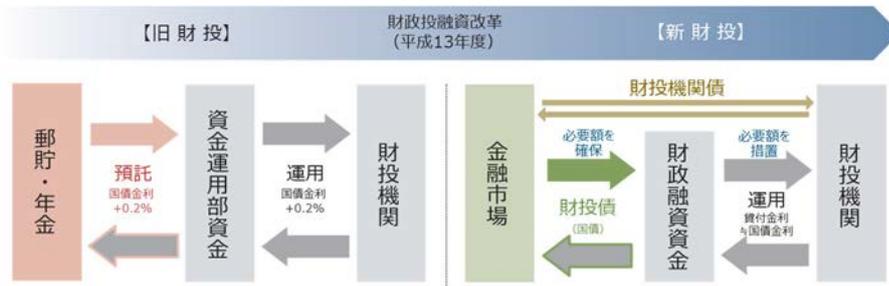
① 財投機関債

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成13年度（2001年度）の財政投融資改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。

（関連）「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

② 参照：Ⅲ部4.（1） 「政策コスト分析」

■ 財政投融资改革のイメージ



問題点

- **資金の受動性:**
郵便貯金等の全額預託義務により、出口の資金需要とは関係なく原資が集まる
⇒規模の肥大化、短期運用の増大(金融市場の歪み)
- **金利設定:**
郵便の経営安定や年金財政の安定等、預託者側の事情に配慮し、預託金利が市場金利を上回る
⇒財投金利上昇(各機関の調達コスト上昇)
⇒補給金等の増大
- **財政規律面:**
政策コストを十分分析しないまま融資
⇒後年度負担の増大を招来

改革のポイント

- 郵便貯金・年金積立金の全額預託義務の廃止
⇒各財投機関は、必要な資金を財投機関債の発行等により自主調達に努める。国は財投機関の資金需要に応じるため、財政融資資金に必要な原資を財投債の発行等により確保
- 財投債を普通国債と区分することなく市場で発行
⇒国の信用を活用して低利で資金調達
- 政策コスト分析の導入、情報開示の一層の徹底

(参考) 財政融資資金の調達金利と貸付金利

財政融資資金は、財投債と預託金を主な財源としています。財投債は国債の一種であり、商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているため、調達金利は国債金利そのものです。一方、国の特別会計の積立金・余裕金などからの預託金については、財務大臣が預託期間に応じて、国債の利回りに即した預託金利を定めることとされています（ただし、0.001%を下限としています）。

また、貸付金利についても、国債の流通利回りを基準として、貸付期間に応じ、償還方法（元金均等^①、元利均等^②、満期一括^③）や据置期間（貸付を受けた日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間）といった償還形態の違いを反映した上で財務大臣が定めており（ただし、0.001%を下限としています）、調達金利と貸付金利は、基本的に国債金利と同水準になります。

以上のような金利の設定方法は、財政投融资改革において導入されたものです。それまでの預託金利は、昭和62年（1987年）の資金運用部資金法改正により、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに預託者側の事情にも配慮して政令で定めることとされており、財政投融资改革直前における預託金利の実際的水準を見ると、7年以上の預託に対しては毎月発行される10年物利付国債の表面利率に0.2%を上乗せした水準で設定されていました。他方、貸付

① 元金均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。
（関連）「元利均等償還」、「満期一括償還」

② 元利均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。
（関連）「元金均等償還」、「満期一括償還」

③ 満期一括償還

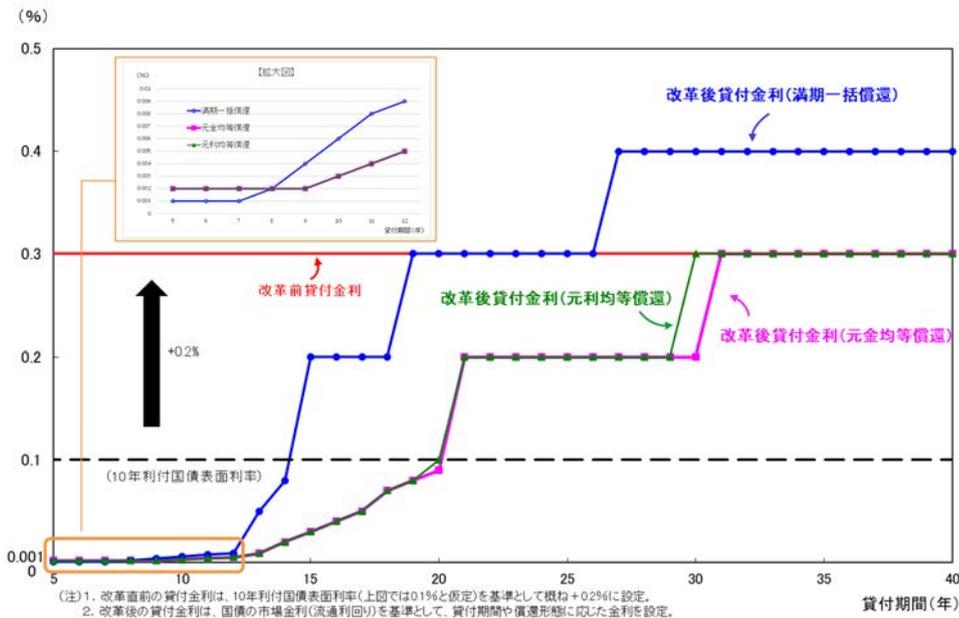
元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。
（関連）「元金均等償還」、「元利均等償還」

金利については、貸付期間にかかわらず7年以上の預託金利と同一の水準で設定されてきました。

財政投融资改革により預託者への配慮規定が廃止され、預託金利や貸付金利は国債の流通利回りに基づき設定されるようになり、市場原理との調和が図られることとなりました。

そして、現下の金利情勢等を踏まえ、平成31年(2019年)4月1日から財政融資資金貸付金利・預託金利の設定方法を、①下限利率を0.01%から0.001%へ変更、②0.01%未満となる年限についても国債のイールドカーブに基づいた金利を設定、③金利改定時期は毎月1日、としています。

■ 財政投融资改革前・改革後の貸付金利（固定金利・据置期間なし）の比較



(2) 産業投資

A. 産業投資制度の沿革

産業投資の歴史は、産業投資特別会計^④（産投特会）の設置までさかのぼることができます。産投特会は、昭和28年度（1953年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資を行う際に、その経理を一般会計と区分して明確にするために「産業投資特別会計法」により設置された特別

④ 産業投資特別会計（旧）

昭和28年度（1953年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産業投資）を行い、その経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。（注）

その後、昭和62年度（1987年度）に、社会資本整備の促進を図るためNTT株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成20年度（2008年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和60年度（1985年度）に行われた改正により削除されました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「産業投資」

会計であり、米国対日援助見返資金特別会計の資金など、並びに一般会計から当時の日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金などを承継しています。

当初、電力、海運、石炭、鉄鋼などの重要産業の整備が喫緊の課題であったため、産投特会は一般会計繰入を主な原資として、政府関係機関などに対する出融資を実施していました。昭和50年代（1975年～1984年）以降、財政事情の悪化に伴いそれまで産業投資の主な原資であった一般会計からの繰入が急激に減少したことなどを踏まえ、昭和60年（1985年）に産業投資特別会計法が改正され、産投特会の資本の充実を図るとともに、産投特会の在り方を見直すこととされました。この法改正により、①NTT及びJT株式の一般会計から産投特会への無償所属替え、②産投会計から一般会計への繰入規定の創設、③設置規定から「経済の再建」の文言の削除など、所要の整備が行われました。

その後、昭和62年度（1987年度）に社会資本整備の促進を図るためNTT株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産投特会は産業投資勘定と社会資本整備勘定に区分されました。

さらに、「特別会計に関する法律」（平成19年法第23号）の成立を受け、平成20年度（2008年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計^④に移管され、名称を財政投融資特別会計とした上で投資勘定になりました。

（注）社会資本整備勘定は平成19年度（2007年度）をもって廃止され、一般会計へ移管されました。

■ 財政投融資特別会計（投資勘定）の経緯

昭和28年	産業投資特別会計法	産業投資特別会計の設置 米国対日援助見返資金特別会計の資金など（ガリオア及びエロア資金を主とする米国の対日援助予算を基礎として昭和24年に設置された）並びに一般会計から日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金などを承継し設置。
昭和30年～50年代		一般会計繰入を主な原資として出融資を実施
昭和60年		「産業投資特別会計法」の改正 日本電信電話（株）（1/3）及び日本たばこ産業（株）（1/2）の株式を一般会計より産業投資特別会計に無償所属替えをし、当会計の財源基盤を充実させた。また、産業投資特別会計から一般会計への繰入規定が追加された。 （注）昭和60年の産業投資特別会計法改正までは、一般会計への繰入規定は無かったことから、必要に応じ、法律を定め、一般会計への繰入を行っていた。
平成20年		「特別会計に関する法律」により、「財政投融資特別会計投資勘定」に移行

④ 財政融資資金特別会計（旧）

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和26年度（1951年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成13年度（2001年度）の財政投融資改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成20年度（2008年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定になりました。

（関連）「財政投融資特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

B. 昨今の経済・金融情勢を踏まえた今後の産業投資について

産業投資は、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にエクイティ性資金などを供給しており、産投機関に対する出資及び貸付です。産業投資は、特別会計法第50条において、「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と規定されており、政策性と収益性という2つの要件をそれぞれ満たす必要があります。

令和4年度（2022年度）末で6兆7,264億円の出資及び貸付を行っており、融資業務などのリスクバッファ、投資の直接の原資などに使われています。近年では、官民ファンド向けの出資など、投資の直接の原資として産投出資が使われる割合が増えています。

■官民ファンドの概要（産業投資対象機関について）

官民ファンドの概要（産業投資対象機関について） 令和5年6月末現在

名称	設立日	設置期限 (存続期間)	目的	産業投資 (令和4年度末 時点)	民間出資 (令和4年度末 時点)
(株)産業革新投資機構(※) (JIC)	平成21年7月17日 (平成30年9月25日改組)	令和16年3月31日 (15年間)	最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進すること。 (「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。)	3,669 億円	135 億円
(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	平成25年1月23日	令和15年3月31日 (20年間)	我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うこと。	300 億円	19 億円
(株)民間資金等活用事業推進機構 (PFI推進機構)	平成25年10月7日	令和15年3月31日 (20年間)	官民連携によるインフラファンドの機能を担う民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の軽減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与すること。	100 億円	100 億円
(株)海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構)	平成25年11月8日	令和16年3月31日 (20年間)	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資すること。	1,156 億円	107 億円
(株)日本政策投資銀行(DBJ) における特定投資業務	(事業開始日) 平成27年6月29日	令和13年3月31日 (15年間)	企業の競争力強化、特に地域活性化等の観点から、政投銀による成長資金(資本性資金等)の供給を時限的・集中的に強化することにより、民間金融機関の資金供給に対する呼び水効果を発揮しつつ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組みを支援すること。	7,740 億円	8,190 億円 ((株)日本政策投資銀行の自己資金)
(株)海外交通・都市開発事業 支援機構 (JOIN)	平成26年10月20日	なし (5年ごとに提議法の 施行状況について検討)	我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	2,188 億円	59 億円
(株)海外通信・放送・郵便事業 支援機構 (JICT)	平成27年11月25日	令和18年3月31日 (20年間)	我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要の応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	849 億円	24 億円
(株)脱炭素化支援機構(JICN)	令和4年10月28日	令和33年3月31日 (28年間)	温室効果ガスの排出量の削減等を行う事業活動(他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する事業活動を含む。)及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与すること。	102億円	102億円

※産業競争力強化法を設置根拠とした(株)産業革新機構の事業承継会社として、平成30年9月21日に(株)INCJが設立。
また、(株)産業革新機構を改組し、平成30年9月25日に(株)産業革新投資機構が発足。

(注)単位未満は四捨五入

特に研究開発・ベンチャーなどの分野においては、産業投資を活用して、民間の人材・ノウハウによる運営を基本としつつ民主導の新しい官民パートナーシップの構築に向けた取組を行っていく必要があるとされ、平成 21 年度

(2009 年度) に (株) 産業革新機構が創設されました (平成 30 年 (2018 年) 9 月 25 日の改正産業競争力強化法施行により、(株) 産業革新投資機構に改組)。また、(株) 日本政策投資銀行による企業の競争力強化や地域活性化のほか、政府の成長戦略を受け、クールジャパン戦略、民間資金を活用したインフラ整備 (PFI^④)、インフラシステムの海外展開支援など、官民ファンドの対象分野が拡大しています。

日本経済の成長力強化などにつながる産業の開発及び貿易の振興の観点から、民間投資の状況を見ると、新産業の創出、ビジネスの新陳代謝の促進、日本企業の海外展開などに係るエクイティ性資金の供給が一層必要であり、産業投資は、民間資金の呼び水・補完としての役割を果たす必要があります。他方、産業投資が出資している官民ファンドは、全体で累積損益はプラスですが、一部のファンドでは累積損失が生じています。

このような状況を踏まえ、財政制度等審議会財政投融资分科会では、投資の直接の原資としての産投出資を中心に、今後の産業投資について検討を行い、令和元年 (2019 年) 6 月 14 日に報告書『今後の産業投資について』が取りまとめられました。なお、報告書において指摘された事項については、財務省において以下のとおり対応しております。

C. 報告書『今後の産業投資について』への対応状況

1. 改革工程表に基づく取組を踏まえた財投計画編成

平成 31 年 (2019 年) 4 月に、累積損失の大きい 4 官民ファンド (農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)、海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構、CJ 機構)、海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN)、海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT)) は、経済財政諮問会議が決定した「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」に基づき、累積解消に向けた投資計画を策定・公表しています。その後は各年度末及び年度末の実績に基づき、最新の「新経済・財政再生計画 改革工程表 2022」にも定めるとおり、各官民ファンド及び各所管官庁がそれぞれの投資計画の進捗のフォローアップを行っています。これらは、財政投融资分科会等を通じて当該フォローアップ結果を確認し、財政投融资計画編成に反映しています。

④ PFI (Private Finance Initiative)

公共施設など (空港、公園、教育文化施設など) の建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力 (ノウハウ) を活用することにより、国や地方公共団体などが直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法のことです。
「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法) に基づき実施されています。

(注) A-FIVEについては、所管官庁である農林水産省において、令和3年度(2021年度)以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの方針が示されています。

2. 投資の直接の原資としての産投出資に対するガバナンス(出資条件)

投資の直接の原資として産投出資を行う機関との間で、産投出資の条件を取決めています。今後、収益性の実現に課題が生じる可能性がある場合には、当該出資条件に基づき、機関の投資決定プロセス等を適切に確認し、その確認の結果に応じて、翌年度以降の財政投融资計画編成への反映を検討することとしています。

3. 投資の直接の原資以外の産投出資に対するガバナンス(既往出資)

産投機関・所管官庁から、毎年8月末に既往出資の活用状況等について報告を受け、産投対象プロジェクトの資金として一部活用されなくなったものがないか等について確認し、財政投融资計画編成に反映するなどの対応を実施しています。

■「今後の産業投資について」のポイント

今後の産業投資について(令和元年6月14日財投分科会報告)のポイント

<p>産業投資の意義</p> <p>政策性と収益性という二つの要件をそれぞれ満たす必要。国際的な競争環境の中で日本経済の成長につながる戦略的な投資で、かつ収益性が見込まれる要件への投資。</p>	<p>産業投資の役割</p> <p>民間投資は増加している一方で、引き続き、①新産業の創出、②ビジネスの新陳代謝の促進、③日本企業の海外展開といったような課題があり、産業投資を活用して対応を図ることが重要。 また、近年、官民ファンドなど、投資の直接の原資としての産投出資が増加しており、これに対応した産業投資の管理運営を検討する必要。</p>
<p>産業投資のプリンシプル(基本原則)</p> <p>政策性: 国際的な競争環境下で、産業開発・貿易振興を図る 収益性: 資本コスト以上の収益を確保する 民業補完性: 民間企業のニーズを的確に捉えつつ、民間資金が投資されやすい環境を形成 ガバナンス: 出資者として、実際に投資を行う産投機関が適切に運営を行うよう、ガバナンスを行う</p>	
<p>産業投資のポートフォリオ</p> <p>民間投資の状況も見つつ、産業投資の投資分野の検討に活用。 <small>(産業投資が出資している官民ファンドの投資分野)</small></p> <p>出資額高 7,485億円</p>	<p>産投機関に対するガバナンスのあり方</p> <p>(政策性) 産投機関・主務省は、投資基準等に基づき、個別案件の政策性を判断。</p> <p>(収益性) 今後、新たな産投出資を行う場合には、出資時に財務省理財局と産投機関との間で、収益目標等の条件を設定。これに基づき、産投機関・主務省が、業務運営を行うとともに、収益性の検証等を行う。改革工程表2018に基づき、累積損失が生じている官民ファンドとその主務省は、その解消のための計画を本年4月に策定した。今後、計画と実績に乖離がある場合には、改善計画の策定を行う。 財務省理財局は、産投機関の運営が適切に行われているかの確に把握し対応。</p>

7. 財政投融资特別会計

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の1つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、特別会計法により、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融资計画における財政融資（令和5年度計画：12兆7,099億円）は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。

投資勘定は、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出（令和5年度計画：4,298億円）を主な歳出としています。

財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義^④に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

（注）特定国有財産整備勘定については、特定国有財産整備特別会計が平成22年度（2010年度）より一般会計に統合されたことに伴い、平成21年度（2009年度）末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度（2010年度）から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられたものです。

④ 発生主義

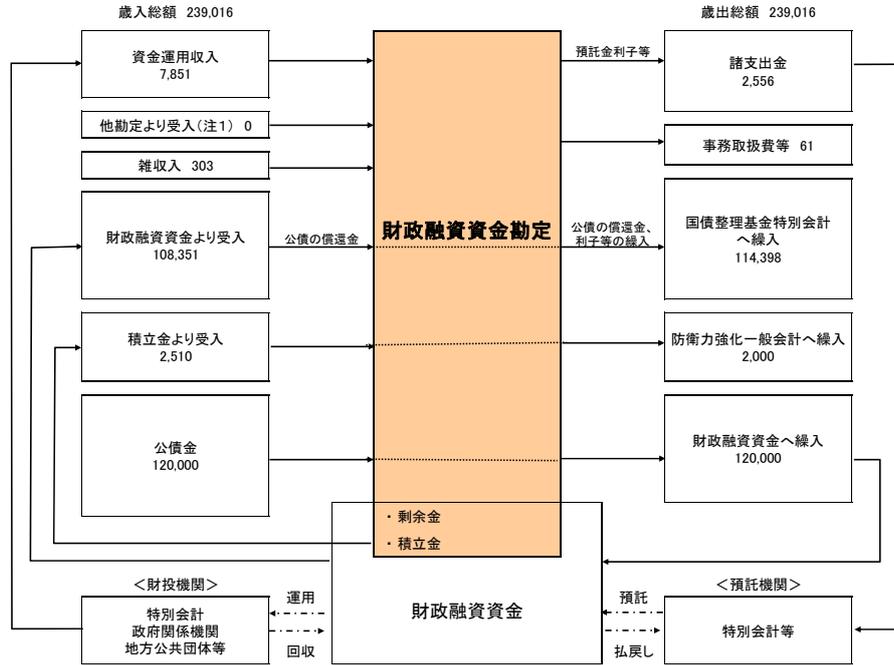
現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融资特別会計については、平成13年度（2001年度）以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。

（関連）「現金主義」

■ 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の資金の流れ（令和5年度予算）

(単位:億円)



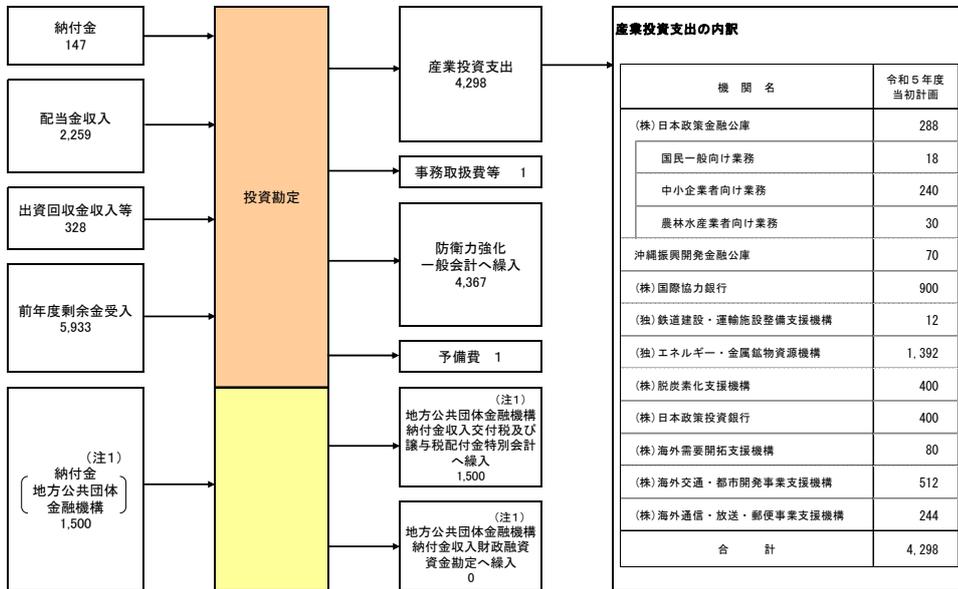
- (注) 1. 上下水道コンセッションの導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利息収入の減少の補填に充てるため、投資勘定から受入れ
2. 各々の計数において億円未満を四捨五入

■ 財政投融资特別会計投資勘定の資金の流れ（令和5年度予算）

歳入総額 10,167

歳出総額 10,167

(単位:億円)



- (注1) 地方公共団体金融機構からの納付金(1,500.3億円)のうち1,500億円については、地方の財源不足の補填に充てるために1,000億円を、森林環境譲与税の譲与財源に充てるために500億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れることとしている。また、同納付金(1,500.3億円)のうち0.3億円については、上下水道コンセッションの導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利息収入の減少の補填に充てるために同勘定へ繰り入れることとしている。

- (注2) 各々の計数において億円未満を四捨五入。



(独)都市再生機構/市街地再開発事業/長岡市大手通坂之上町区域/新潟県長岡市

II 財政投融资計画

財政投融资計画編成の流れや、最近の財政投融资計画の内容について紹介します。

Ⅱ部 財政投融資計画

1. 財政投融資計画編成の流れ

(1) 財政投融資計画とは

財政投融資は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融資活動は、国民生活に大きな影響を与えると考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融資活動という点では共通しており、統一性・一覧性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（以下、「長期運用法」という）第5条に基づき、財政融資（期間5年以上）、産業投資（出資及び期間5年以上の貸付け）、政府保証（期間5年以上）のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融資計画を毎年度策定しています。

(2) 財政投融資計画の編成

財投機関を所管する官庁は、一般会計などの予算要求と同時に、財投機関からの要求を取りまとめ、8月末までに財務大臣に提出します。その後、予算編成と並行して、財政投融資計画の編成が行われます。各財投機関の要求は、財政制度等審議会の意見聴取も行いながら、財務省理財局によって審査されます。

要求の審査においては、政策評価や政策コスト分析の手法などを活用し、

- 個々の施策の必要性、重要性（政策的必要性）
- 民間で対応することができないか、また、民業圧迫とならないか（民業補完性）
- 供給する資金が確実に返済されるか（償還確実性）

などが精査されます。

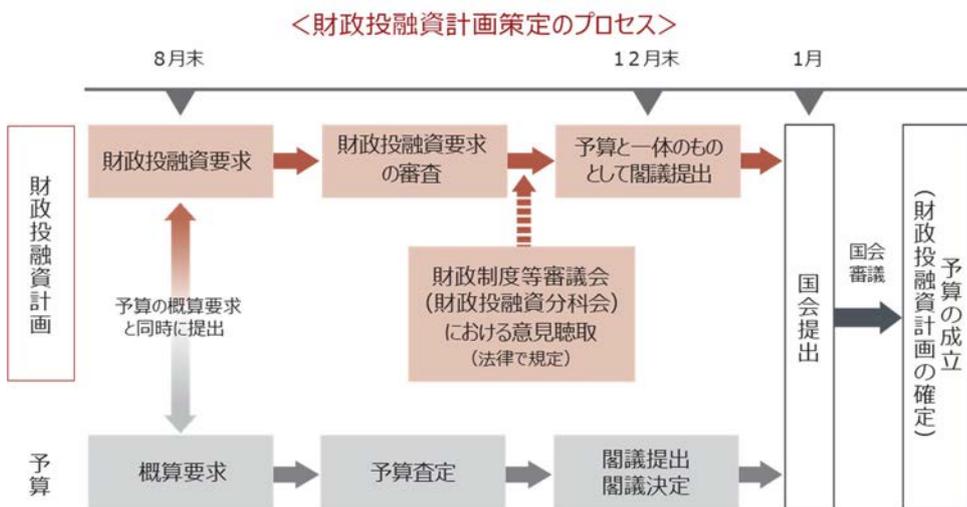
このようにして編成された財政投融資計画は、予算と一体のものとして閣議に提出されます。

(3) 国会の審議・議決

財政投融资計画は、長期運用法に基づき、毎年の通常国会において、特別会計予算と一体のものとして国会に提出されます。

財政投融资計画の構成要素については、財政融資は特別会計予算総則における長期運用予定額、産業投資は財政投融资特別会計投資勘定における歳出予算額、政府保証は一般会計予算総則における債務保証契約の限度額という形で、それぞれ予算の各所に盛り込まれています。予算が国会の審議・議決を経ることで、財政投融资計画は国会による財政統制の下に置かれることとなります。

■ 財政投融资計画編成の一般的な流れ



(4) 社会経済情勢に応じた柔軟な資金供給

財政投融资計画においては、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、財政融資の予定額や政府保証の限度額を一定範囲で増額しうる措置（弾力条項^{※①}）が講じられており、社会経済情勢に応じて柔軟な資金供給が可能です。

令和4年度（2022年度）においては、令和4年度補正予算（第2号）の成立に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画^{※②}において、地方公共団体に対する財政融資資金を7,645億円増額しました。内容は次のとおりです。

〔令和4年度地方公共団体向け財政融資の弾力条項に基づく増額の実績〕

- ・ 令和4年（2022年）12月27日：7,645億円

※① 弾力条項

特別会計法の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に収入の増加を確保することができるときは、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融资計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

※② 財政融資資金運用計画

当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、「財政融資資金法」に基づき、財政制度等審議会財政投融资分科会の意見を聴いた上で財務大臣により決定されています。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

2. 令和5年度財政投融資計画

令和5年度財政投融資計画のポイント

令和4年12月23日
財務省

事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、リスクマネーを供給する産業投資を最大限活用しつつ、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に資する分野へ投融資を行う。

令和5年度当初計画額：16兆2,687億円

<当初計画の内訳>

(億円)

	3年度	4年度	5年度		
	金額	金額	金額	増減	伸率
財政投融資	409,056	188,855	162,687	▲26,168	▲13.9%
財政融資	383,027	164,488	127,099	▲37,389	▲22.7%
産業投資	3,626	3,262	4,298	1,036	+31.8%
政府保証	22,403	21,105	31,290	10,185	+48.3%

※令和5年度計画のほか、財政投融資特別会計から一般会計に6,367億円を繰り入れる。

<主な施策>

1. 事業者への資金繰り支援

- 新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰りを支援。

【日本政策金融公庫（国民・中小・農林）、沖縄振興開発金融公庫、福祉医療機構】

6兆2,324億円（財政融資+産業投資）の内訳

2. 「新しい資本主義」の加速

①人への投資

- 人的資本に関する非財務情報（※）に着目した融資制度を強化し、企業の人的資本に対する取組を促す。
※男女間賃金格差の是正や育児との両立環境整備等によるエンゲージメント向上、リスクリング、労働時間適正化、メンタルヘルス対策等
【日本政策投資銀行】
- 中小企業者等による人への投資を促すため、「健康経営優良法人」と認定された者に対する融資を強化。
（基準金利▲0.4%/▲0.65%で優遇）
【日本政策金融公庫（中小）、沖縄振興開発金融公庫】
- デジタル・グリーン等の成長分野を牽引する高度専門人材の育成に向けて融資制度を拡充し、大学の学部再編等を支援。
【日本私立学校振興・共済事業団】 272億円（財政融資）の内訳

②スタートアップ

- 高い成長性が見込まれるスタートアップを対象とする融資制度（貸付限度額の上限14.4億円に倍増）の活用等により、スタートアップへの金融支援を強化。
【日本政策金融公庫（国民・中小）、沖縄振興開発金融公庫】
- 「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」（※）を活用するなど、スタートアップやベンチャーキャピタルへの資金供給を強化。 ※ファンド規模2,000億円
【日本政策投資銀行】 400億円（産業投資）の内訳

③GX

- 民間企業等による脱炭素化に向けた意欲的な事業活動に対し、出資等で支援。
【脱炭素化支援機構】 400億円（産業投資）
- 住宅金融支援機構が発行するグリーン債に対し政府保証を付与し、省エネ性に優れた住宅の普及を促進。
【住宅金融支援機構】 2,200億円（政府保証）

3. 外交・安全保障環境の変化への対応

- 日本企業のサプライチェーン強靱化やグリーンやデジタルなど先端分野における日本企業の海外展開を金融面で支援。
【国際協力銀行】 1兆9,720億円（財政融資+産業投資+政府保証）の内訳
- 天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給等の取組を出資等で支援。
【エネルギー・金属鉱物資源機構】 1,396億円（財政融資+産業投資）
- 経済安全保障推進法に基づき、半導体や蓄電池等の重要な物資の安定供給確保を図る事業者の長期・大規模な資金需要を融資で支援。
【日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）】 2,367億円（財政融資）の内訳

主な事例

(株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務・中小企業者向け業務)、沖縄振興開発金融公庫

○ 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた中小企業者等への対応について、現下の資金需要等を踏まえた十分な事業規模を確保し、引き続き資金繰り支援に万全を期すこととしている。

日本政策金融公庫 (国民一般向け業務・中小企業者向け業務) 5年度: 財政融資 4兆9,700億円、産業投資 258億円
 沖縄振興開発金融公庫 5年度: 財政融資 1,994億円、産業投資 70億円

事業規模及び財政投融資

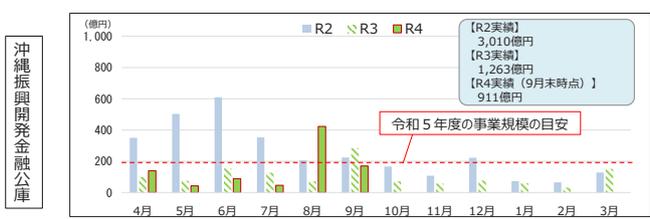
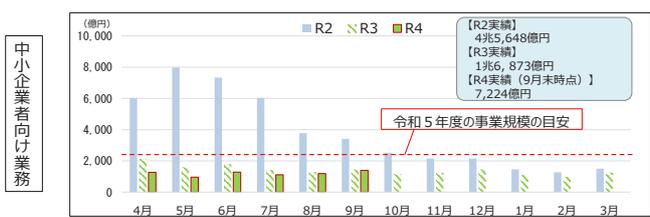
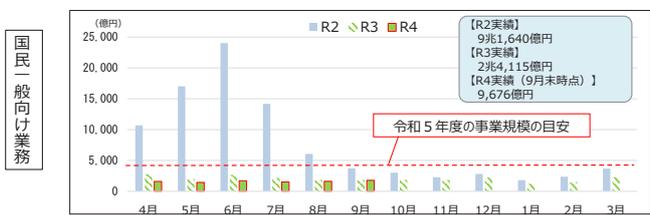
(単位: 億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	130,510	58,960	47,490
財政投融資	93,013	23,020	30,718
財政融資	90,500	23,000	30,700
産業投資	13	20	18
政府保証	2,500	-	-

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	62,400	33,700	27,400
財政投融資	49,354	11,969	19,240
財政融資	46,830	11,800	19,000
産業投資	24	169	240
政府保証	2,500	-	-

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	5,640	2,951	2,332
財政投融資	5,159	2,243	2,064
財政融資	5,137	2,217	1,994
産業投資	22	26	70
政府保証	-	-	-

貸付実績の推移



(注1) 「令和5年度の事業規模の目安」については、前年の事業規模を12等分したものである。
 (注2) 沖縄振興開発金融公庫については、出資の実績を含んでいる。

(株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務・中小企業者向け業務)

○ アフターコロナに向けた経済成長を後押しする観点から、スタートアップや成長力強化等のために経営課題に取り組む中小企業者等を積極的に支援。

○ スタートアップや成長力強化等のために経営課題に取り組む中小企業者等に対し、各種制度融資や資本性劣後ローン等を活用した支援を実施。

スタートアップ・創業者向け支援

【金融支援】

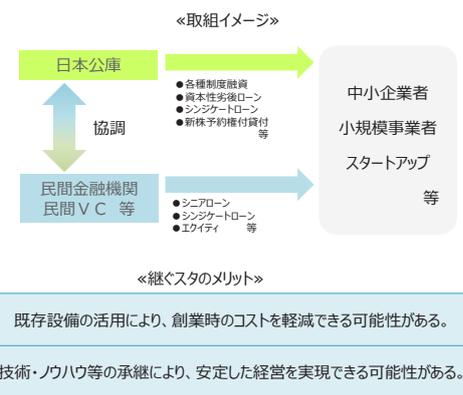
- スタートアップ支援資金等によるスタートアップ等向けの支援
 我が国の経済成長及び社会変革を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援するため、民間VC等の支援を受けているスタートアップ等に対し、新株予約権付貸付や資本性劣後ローン等も活用した支援を実施。
- 新規開業資金等による創業者向けの支援
 認定特定創業支援等事業を受けて創業する若者等に対し、貸付利率の引き下げ等による支援を実施。

【非金融支援】

- 金融面の支援のみならず非金融面の支援として、
 - 創業者・スタートアップ向けのセミナーの開催
 - 高校生向け「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催
 - 「継ぐスタ」(注) 第三者が事業を受け継いでスタートする創業形態(公庫による呼称)に向けたマッチング支援の推進
 の取組により、創業者・スタートアップ等への支援を推進。

人への投資に取り組む中小企業者等への支援

- 働き方改革推進支援資金の対象を拡充することにより中小企業者等を支援
 企業活力の源泉となる人への投資の重要性が増していることを踏まえ、企業の生産性向上、活力の向上等の観点から、従業員の健康を経営戦略として捉えて健康経営に取り組む中小企業者等の支援を推進。
 (貸付対象の拡充: 健康経営優良法人の認定を受けている中小企業者等)



(株) 日本政策金融公庫 (農林水産業者向け業務)

- 新型コロナウイルス感染症・物価高・円安等の影響により厳しい状況にある農林漁業者の支援に万全を期すよう、セーフティネット資金(資金繰り支援)等について、十分な事業規模を確保。
- 農林水産業の成長産業化が着実に推進されるよう、スマート農業やグリーン化等の支援に必要なスーパーL資金等や、円安メリットを活かした農林水産物・食品の輸出拡大に対応する資金について、十分な事業規模を確保。
- これらの金融支援に加えて、農・林・水産業経営アドバイザー制度等のコンサルティング業務をより推進し、農林漁業者を伴走支援。

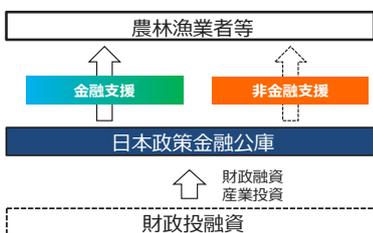
5年度: 財政融資 7,630億円、産業投資 30億円

事業規模及び財政投融資

(単位: 億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	7,910	7,100	8,190
財政投融資	7,000	6,270	7,660
財政融資	7,000	6,270	7,630
産業投資	-	-	30
政府保証	-	-	-

事業スキーム



取組のポイント

■ 新型コロナウイルス感染症・物価高・円安等への対応支援 (2,072億円)

- ✓ コロナ禍や物価高等の影響により厳しい状況にある農林漁業者の支援に万全を期すよう、セーフティネット資金(資金繰り支援)について、十分な事業規模を確保。(2,022億円)
- ✓ 反転攻勢に向けた規模拡大や新規事業参入等に対して、民間金融機関からの資金供給が円滑に行われるよう、資本性劣後ローンについて、十分な事業規模を確保。(50億円)

■ スマート農林水産業、DX、グリーン化等の推進支援 (5,986億円)

- ✓ 農林水産業の成長産業化が着実に推進されるよう、スマート農業やグリーン化等の支援に必要なスーパーL資金等について、十分な事業規模を確保。(5,875億円)
- ✓ 森林吸収源対策等に資する林業基盤整備資金や、水産業の成長産業化等に資する漁業基盤整備資金について、十分な事業規模を確保。(111億円)

■ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた支援 (132億円)

- ✓ 円安メリットを活かした農林水産物・食品の輸出拡大に向け、農林漁業者等の資金需要にも万全を期すよう、農林水産物・食品輸出基盤強化資金について、十分な事業規模を確保。

■ 公庫のコンサルティング機能の発揮による農林漁業者への伴走支援 (非金融支援)

- ✓ 農・林・水産業経営アドバイザー制度(※1)、ビジネスマッチング、事業承継、トライアル輸出(※2)等のコンサルティング業務の推進による農林水産業の下支え。

- (※1) 農林漁業者に対する経営改善支援に必要なノウハウを有する専門人材を育成。
- (※2) 貿易商社と連携し、農産物などの輸出に初めて取り組む農水産業者等をサポート。



(株) 日本政策金融公庫 (特定事業等促進円滑化業務)

- 特定の政策的要請(低炭素、事業再編、造船等)に沿った法律を根拠に、長期・大規模案件(当該政策的要請に沿った取組を進める事業者向け)に対して、日本公庫を通じたツーステップ・ローンを原資とした指定金融機関による融資を実施。
- 令和5年度計画では既存の業務に加えて、その供給途絶が国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす物資(特定重要物資: 半導体、蓄電池等)の安定供給確保(サプライチェーン強靱化)を図ろうとする事業者への金融支援を行う供給確保促進円滑化業務を新設。

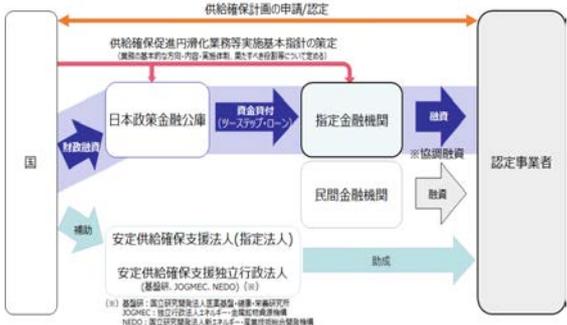
5年度: 財政融資 2,367億円

事業規模及び財政投融資 (新設及び既存業務の合計)

(単位: 億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	1,950	2,117	2,367
財政投融資	1,950	2,117	2,367
財政融資	1,950	2,117	2,367
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

参考 (供給確保促進円滑化業務のスキーム)



これまでの支援実績 (例)

事業再編促進円滑化業務

- 国内の電力市場における競争力を強化するとともに、国際エネルギー市場で競合他社と互角に戦うことができるグローバルなエネルギー企業へと成長するため、燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業の再編、最新鋭のガス火力・石炭火力へのリプレースに必要な資金を供給。



最新鋭のガス火力・石炭火力へのリプレース(イメージ)

特定事業促進円滑化業務

- 低炭素社会を実現するため、先進解析技術による高効率設計や軽量化等により、従来比1~2割の燃費向上が期待される大型ビジネスジェット機用エンジンの部品を開発するために必要な資金を供給。



航空機エンジン部品の開発 (イメージ)

事業基盤強化促進円滑化業務

- 安定的な海上輸送や海洋の安全保障、地域経済を支える造船業の事業基盤強化のため、工程効率化のための機器導入など生産性向上等の取組を行う国内造船会社を支援。



出典: ジャパン マリンユナイテッド(株) HP
事業基盤強化に取り組む国内造船会社

(株) 日本政策投資銀行

○「人への投資」を促す取組（人的資本に関する非財務情報に着目した評価認証型融資）やスタートアップへの投資（国内外のベンチャーキャピタルとの協業を含む）に注力しつつ、「カーボンニュートラル2050」に向けたグリーン・トランジションに関する取組やポストコロナを見据えたイノベーションに関する取組等への支援を継続。

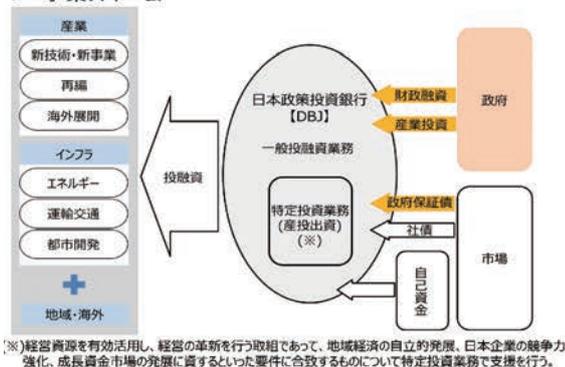
5年度：財政融資 3,000億円、産業投資 400億円、政府保証 3,500億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	26,000	25,900	24,800
財政投融資	9,000	7,000	6,900
財政融資	4,500	3,000	3,000
産業投資	1,750	500	400
政府保証	2,750	3,500	3,500

事業スキーム



資金供給の事例

人への投資

● 人的資本に関する非財務情報(※)に着目した融資制度を活用し、企業の人的資本に対する取組を支援。

(※) リスキング、育児や介護等との両立支援、心身の健康づくり、労働時間適正化等

DBJ健康経営格付融資のロゴマーク及びイメージ図

スタートアップ・イノベーション

● 「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」を活用し、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すスタートアップ及びかかるスタートアップへの投資を行うVC（CVCを含む）への資金供給を加速することにより、スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションを促進。

(例) 「空飛ぶクルマ」を開発するスタートアップ企業への出資

グリーン・トランジション

● 「グリーン投資促進ファンド」等を活用しつつ、トランジションを含む脱炭素社会の実現に資する企業等の取組（再生可能エネルギー、低炭素技術の開発・普及、社会経済構造の低炭素化）を支援。

(例) 再生可能エネルギーに取り組むプロジェクトや事業者等への投資融資

(株) 国際協力銀行

○「グローバル投資強化ファシリティ」の創設や先進国業務の拡充等の機能強化を踏まえ、海外展開する本邦企業による①重要な物資・技術の確保（サプライチェーン強靱化）、②先端技術・新たなビジネスモデルの海外展開・市場創出（スタートアップ・イノベーション）、③低炭素技術・素材を含む脱炭素社会の実現（グリーン・トランジション）に資する取組を重点的に支援。

5年度：財政融資9,810億円、産業投資900億円、政府保証9,010億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

		R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	<総括>	27,000	23,000	26,500
	一般	26,000	22,000	25,000
	特別	1,000	1,000	1,500
財政投融資	<総括>	11,650	16,060	19,720
	一般	10,740	15,150	18,860
	特別	910	910	860
財政融資	<総括>	2,150	4,010	9,810
	一般	1,540	3,400	9,200
	特別	610	610	610
産業投資	<総括>	600	850	900
	一般	500	750	850
	特別	100	100	50
政府保証	<総括>	8,900	11,200	9,010
	一般	8,700	11,000	8,810
	特別	200	200	200

(注) 特別業務の支援対象は、海外インフラ事業のうち一般業務ではリスクテイクが困難なもの（2016年10月開始）

- 財政融資及び政府保証は、融資業務等の原資として措置。
- 産業投資は、融資業務等のリスクバッファ（兼原資）として措置。

想定される資金供給の事例

サプライチェーン強靱化

● 日本の経済活動・国民生活に必須の重要物資・技術を確保するため、本邦企業によるグローバルなサプライチェーンの再編（M&A）や新規市場開拓のための現地サプライチェーン構築に向けた取組を支援。

(例) 自動車排ガス浄化用・工業用触媒、電子材料等の様々な工業製品の原料となる「ジルコニウム化合物」製造・販売事業

スタートアップ・イノベーション

● 本邦企業の国際競争力の維持・向上を図るため、既存事業の枠組みを超えた経済成長の原動力となるイノベーション・新規事業を創出するスタートアップ企業を支援。

(例) 本邦スタートアップによる核融合の研究開発事業

グリーン・トランジション

● 脱炭素社会の実現に向けて、グリーン（再生可能エネルギー、送配電網の強化、蓄電技術、水素バリューチェーンの構築等）や新興国におけるトランジション（天然ガス転換等）に向けた取組を支援。

(例) 水素ステーション等の水素関連事業を投資対象とするファンド

(独) 国際協力機構

○ 円借款による開発途上国への質の高いインフラ輸出を通じ、同国の経済発展及び海外展開する本邦企業のビジネス機会の確保・創出に取り組むほか、脆弱性の高まっている開発途上国への財政支援を通じて、同国の社会経済の安定及び我が国の対外連携の促進等へ貢献する。

5年度：財政融資 1兆431億円、政府保証 2,255億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	15,000	14,200	18,940
財政投融資	6,784	6,417	12,686
財政融資	6,144	5,237	10,431
産業投資	-	-	-
政府保証	640	1,180	2,255

支援実績の例

円借款（プロジェクト型）：チェンナイ地下鉄建設事業（インド）

● 自動車登録台数の伸びが著しいことに加え、急速に商工業地区が拡大し、交通事情が悪化しているインドのタミル・ナド州チェンナイ都市圏において、総延長約51キロメートルの大量高速輸送システムの整備を支援。



(イメージ図)

円借款（プログラム型）：開発政策支援プログラム（ウズベキスタン）

● 財政支援を通じ、電力分野のガバナンス強化・省エネルギーの推進及び発電部門の財務・運営維持管理面の強化に協力し、COVID-19によって影響を受けた財政を下支えするとともに、電力分野における改革の推進を支援。



(イメージ図)

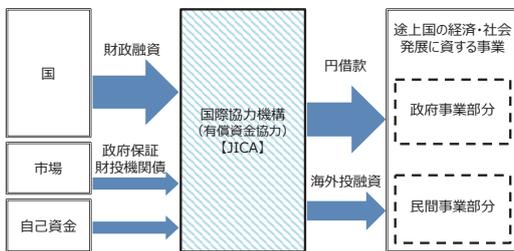
海外投融資：Women's World Banking女性の金融アクセス向上事業

● 「Women's World Banking Capital Partners II」（開発途上地域において女性向けに金融サービスを提供する金融機関への投融資を行うファンド）への出資を通じ、途上国女性の金融アクセスを促進。



(イメージ図)

事業スキーム



(独) 福祉医療機構

○ 福祉医療サービスの基盤強化の観点から施設整備に係る資金需要に的確に対応するとともに、物価上昇の影響を受けた施設に対して資金を供給するなど、福祉・医療事業者の経営安定化を支援。
○ また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉・医療事業者に対して、引き続き資金繰り支援に万全を期すとともに、コロナ融資残高を抱える事業者向けの新たな融資制度を創設し、円滑な設備投資を推進。

5年度：財政融資 2,642億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	17,860	8,686	3,301
財政投融資	16,898	8,565	2,642
財政融資	16,898	8,565	2,642
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

取組

<新型コロナウイルス対応支援資金> 【5年度：財政融資 596億円】

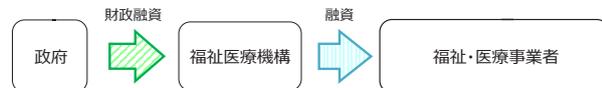
✓ 資金需要を踏まえた十分な事業規模を確保し、資金繰り支援に万全を期す。



<通常融資>

【5年度：財政融資 2,046億円】

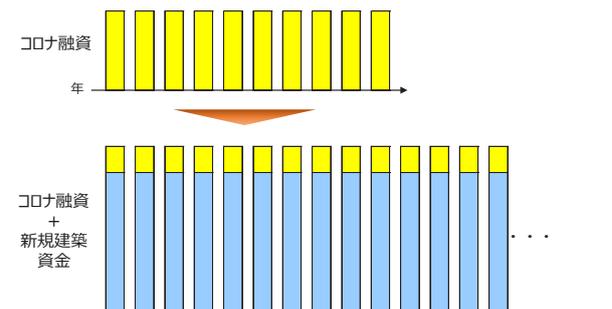
✓ 福祉・医療施設の整備資金や物価上昇の影響に対応する資金等を供給。



<新規制度：コロナ融資の残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置>

✓ 新規建築資金とコロナ融資残高を合計し、新規建築資金として債務を一本化。
✓ コロナ融資に係る半年度償還負担が軽減され、円滑な設備投資を推進。

[元本の償還負担の変化 (イメージ)]



日本私立学校振興・共済事業団

○ 私立学校の施設の充実及び経営の安定を図る観点から老朽施設の建替整備等に係る資金需要に的確に対応するとともに、成長分野への学部再編等の取組に対する融資により、人への投資を重点的に支援。

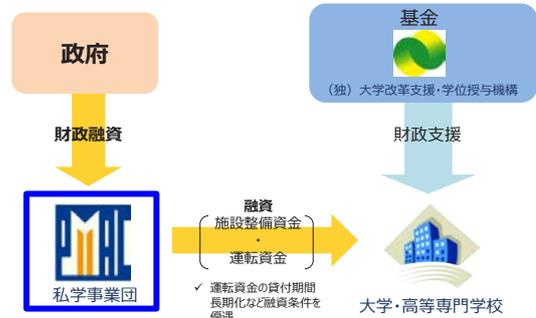
5年度：財政融資 272億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	600	570	575
財政投融資	291	221	272
財政融資	291	221	272
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

成長分野への学部再編等支援の事業スキーム



参考

「経済財政運営と改革の基本方針2022」(抄) (令和4年6月7日閣議決定)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(質の高い教育の実現)

未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり预见可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。その際、現在35%にとどまっている自然科学(理系)分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後5～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性をいかした取組を推進する。

支援対象

① 学部再編等による特定成長分野(デジタル・グリーン等)への転換等支援

- 支援内容：大学の学部再編に必要な経費(検討・準備段階から完成年度まで)

② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学(大学院含む)の体制強化経費：高専における情報系学科・コースの新設拡充経費

(独) 住宅金融支援機構

○ 災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金供給で住宅の早期復興を支援するため、財政融資を措置。
○ 省エネルギー性に優れた住宅の普及を促進するため、質の高い住宅を取得する場合に借入金利を一定期間引き下げる【フラット35】S等、「省エネルギー性に関する技術基準」を満たす住宅を対象とするグリーン債の発行に対して、政府保証を措置。

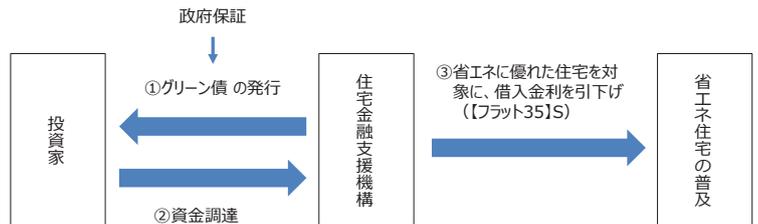
5年度：財政融資 307億円、政府保証 2,200億円

事業規模及び財政投融資

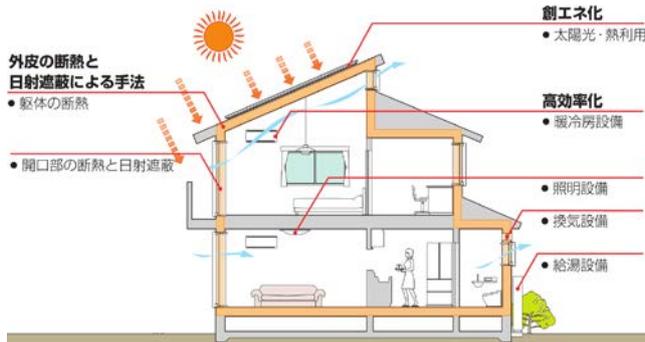
(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	24,343	23,757	23,420
財政投融資	2,631	2,549	2,507
財政融資	431	349	307
産業投資	-	-	-
政府保証	2,200	2,200	2,200

グリーン債の仕組み



省エネ性能向上のための取組例



[出典] 建築研究所：サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)事例集

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(地域公共交通等助定)

○ 輸送に対する国民需要の高度化、多様化等に的確に対応した輸送体系の確立を図るため、都市鉄道やBRT (Bus Rapid Transit) 等の地域公共交通ネットワークの構築に対する支援を実施する。

5年度：財政融資 160億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	55	2,015	160
財政投融資	55	2,015	160
財政融資	55	2,015	160
産業投資	-	0 (※0.1億円を構画)	-
政府保証	-	-	-

取組

<北港テクノポート線整備>

○ 大阪港の物流と人流を分離し、幹線道路網の交通負荷を軽減するとともに、2025年大阪・関西万博会場である夢洲への交通円滑化を図るため、万博開催前の開業を目指し、北港テクノポート線建設事業に対して引き続き支援を行う。

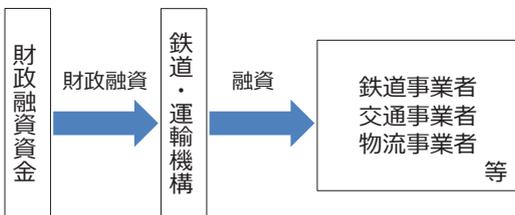


<交通・物流のDX・GX>

○ DX化(キャッシュレス決済の導入・データ活用による運行最適化等)やGX化(EV車両の導入・エネルギーマネジメントシステムの構築等)を図る事業者の取組を支援することにより、利用者の利便性向上や事業者の経営力強化の推進、環境負荷の低減を図る。これらを通じて、地域旅客運送サービスの持続的な提供や物流効率化に寄与する。



事業スキーム



(独) 日本高速道路保有・債務返済機構

○ 道路会社は、市中から資金を借入して新たな建設を行い、完成後に資産と債務は機構に移行し、機構は、道路会社から料金収入を原資とする貸付料を得て、債務を返済。
○ 有利子債務の早期の確実な返済を行うため、政府保証を措置。

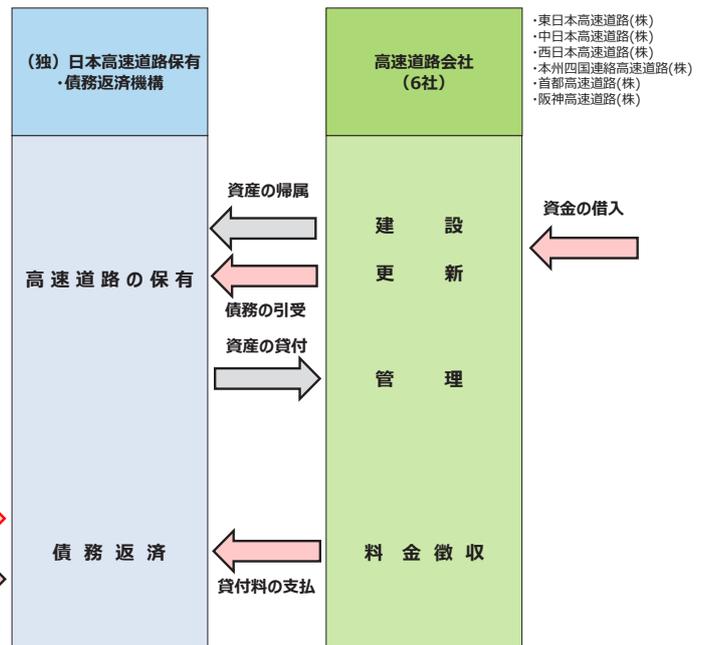
5年度：政府保証 1兆2,530億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	-	-	-
財政投融資	6,200	3,200	12,530
財政融資	5,000	2,000	-
産業投資	-	-	-
政府保証	1,200	1,200	12,530

事業スキーム



高速道路事業の例



地方公共団体

○ 住民生活に密着した社会資本整備や災害復旧等のニーズに対応するため、地方債計画に基づき、地方公共団体へ財政融資資金を供給。

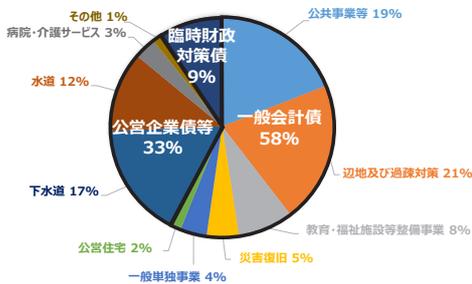
5年度：財政融資 2兆4,238億円

財政投融資

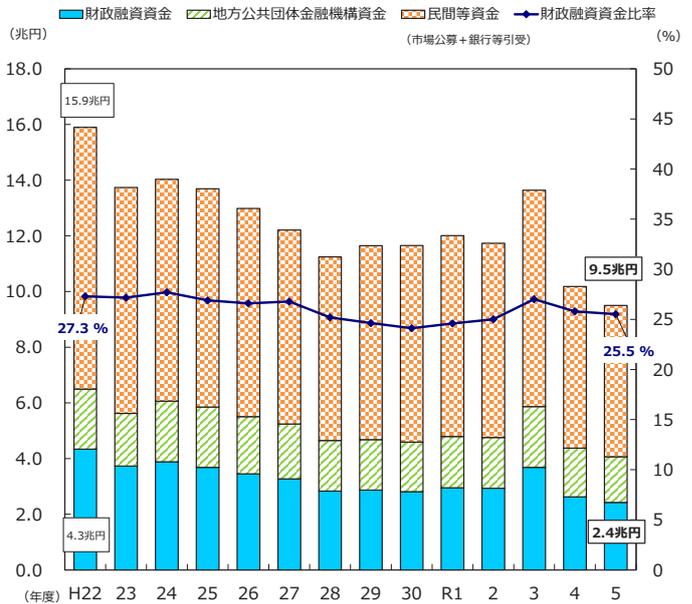
(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
地方債計画額（総計）	136,383	101,814	94,994
うち財政融資	36,847 (27.0%)	26,264 (25.8%)	24,238 (25.5%)
一般会計債・公営企業債等	81,587	84,009	85,048
うち財政融資	22,162 (27.2%)	22,169 (26.4%)	21,951 (25.8%)
臨時財政対策債	54,796	17,805	9,946
うち財政融資	14,685 (26.8%)	4,095 (23.0%)	2,287 (23.0%)

令和5年度の事業別計画額（財政融資）



地方債計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移



(株) 海外需要開拓支援機構

○ 2013年の設立以降、日本の魅力ある商品・サービスの海外展開を支援してきたが、2021年度末の累積損失額が309億円となっており、組織の在り方を含めた「抜本的な見直し」を実施。現状、検討結果を踏まえた経営改善に取り組んでいる。

○ 財政投融資分科会での議論を踏まえ、

- ▶ 抜本的な見直しによる成果が上がらず、「最低限達成すべき投資計画」を達成できない時点で、他の機関との統合または廃止を前提に具体的な道筋を検討。
- ▶ その上で、令和5年度は、優先度が高く出口に近い案件に注力する。

5年度：産業投資 80億円

財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
財政投融資	120	90	80
財政融資	-	-	-
産業投資	120	90	80
政府保証	-	-	-

「抜本的な見直し」に至る経緯

経済財政諮問会議決定の「改革工程表」に基づく、累積損失解消のための投資計画・改善計画がともに未達となったため、「抜本的な見直し」を行い、その中で、下記「最低限達成すべき投資計画」を策定。



見直しの詳細とそれによる変化の兆し

抜本的な見直し（体制のリストラチャリングとガバナンス強化）

- ① 競争環境の整備による組織の新陳代謝の促進
- ② 社外取締役/海外需要開拓委員のジョブディスクリプション策定
- ③ 既存案件の徹底的な見直し
- ④ 海外需要開拓支援機構における社長直轄の案件支援部隊の設置
- ⑤ 投資チームへの監督機能を持つミドルオフィスの設置
- ⑥ 産総研との連携体制の構築
- ⑦ 海外需要開拓支援機構の強みを生かした海外展開支援・政府系機関との連携
- ⑧ ALL METIでのバックアップ体制

投資案件の質の変化

これまでの投資案件からの学びを踏まえて、現体制の投資案件としては、

- ・海外現地での活動基盤がある事業者と連携した事業
- ・経産省ネットワーク関連の事業
- ・生活文化関連産業における先端テクノロジー領域の事業
- といった事業者群の案件組成を強化。

新規案件例：DAIZ

世界的に注目の高まる植物肉市場において、大豆肉開発に関して独自の最先端技術を保有するスタートアップ。

- ✓ 独自技術による美味しい大豆肉
- 独自の「落合式ハイプレス」法により、欧米人が嫌う臭みがなく、旨みが牛肉レベルになる大豆肉を開発。
- ✓ シンプルな製造による価格競争力
- 他の原料や添加物を足す必要がないため、シンプルな製造プロセスにより高い価格競争力を有する。
- ✓ 日本と海外におけるチャネル力
- 既に国内小売事業者や、日系大手食品メーカーとのネットワークを持ち、今後、海外展開を政府の信用力や機構のサポートにより促進。

※2020年に「地域未来牽引企業」、2021年に「J-Startup」に認定。

（出所）2022年11月22日 財投分科会 経産省及び同機構提出資料、DAIZホームページより

(独) エネルギー・金属鉱物資源機構

○ 経済安全保障やカーボンニュートラルへの円滑な移行の推進等の観点から、我が国への天然ガスや金属鉱物資源の安定的な供給等に取り組む企業を支援。

5年度：財政融資 4億円、産業投資 1,392億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	1,246	1,289	2,199
財政投融資	348	549	1,396
財政融資	6	3	4
産業投資	342	546	1,392
政府保証	-	-	-

令和5年度に支援が想定される出資案件例

天然ガス

○ 我が国企業のLNG調達先の多様化を通じて、エネルギーの安定供給に資するため、豪州等でLNG開発事業等に取り組む企業に対する支援を実施。

金属鉱物

○ 経済安全保障等の観点から、我が国への金属鉱物資源の安定供給に資するため、東南アジア等でレアメタルの製錬等に取り組む企業に対する支援を実施。

「これまでの出資例」

【事業イメージ】
パシフィック LNG開発・液化事業(既存案件)



(提供元) Chevron Australia

【事業イメージ】
ブラジル・白金属・ニッケル探鉱開発案件(既存案件)



(提供元) Ivanhoe Mines

参考

「第6次エネルギー基本計画」(抄) (令和3年10月22日閣議決定)

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

① 足下に必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、② 電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③ 脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(抄) (令和4年6月7日閣議決定)

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資

(1) GXへの投資

ウクライナ情勢によって、日本は、資源・エネルギーの安定的な確保に向けてこれまで以上に供給源の多様化・調達の高度化等を進めロシアへの資源・エネルギー依存度を低減させる必要がある。

(株) 脱炭素化支援機構

○ 2050(令和32)年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資(リスクマネー供給)を行い、脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生、知見の集積や人材育成など、新たな価値の創造に貢献(令和4年10月28日設立)。

○ 脱炭素社会の実現に向け、民業補充に徹しつつ、民間資金の呼び水効果を最大限に発揮。

○ 他の官民ファンド等と適切に役割分担し、それぞれの得意分野を活かした相乗効果が得られるよう、相互に協力。

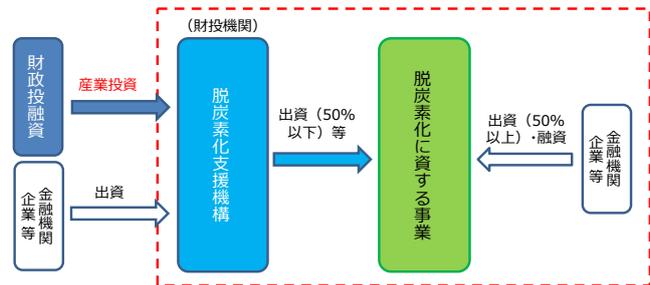
5年度：産業投資 400億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R3当初計画	R4当初計画	R5当初計画
事業規模	-	240	600
財政投融資	-	200	400
財政融資	-	-	-
産業投資	-	200	400
政府保証	-	-	-

事業スキーム



「地域脱炭素ロードマップ」(抄) (令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議決定)

4. 基盤的施策

4-1. 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築(地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション)

(2) 国の積極支援のメカニズム

地域の脱炭素を実現するためには、脱炭素先行地域づくりや重点対策の全国実施など、特に今後5年間を集中期間として、あらゆる分野において脱炭素への移行に繋がる取組を加速化する必要がある。このような地域脱炭素の取組に対し、① 人材派遣・研修、② 情報・ノウハウ、③ 資金の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。(後略)

③ 資金

(前略) 脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。支援に当たっては、民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用も含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施する。(後略)

➤ 設置期間：2050年度末まで。(2030年度目標(温室効果ガス▲46%)の達成状況を踏まえ、機構の在り方を見直し)

投資分野の例

エネルギー起源CO2の削減	エネルギー起源CO2以外の削減
<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ・省エネ設備 ● 再エネ・省エネ設備とその他の設備を一体で導入する事業 ● 普及拡大段階の大規模事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源循環(廃棄物焼却CO2削減) ● 森林吸収源対策
上記を実施する企業へファイナンスを行う企業への投融資等	

参考

産業投資の概要

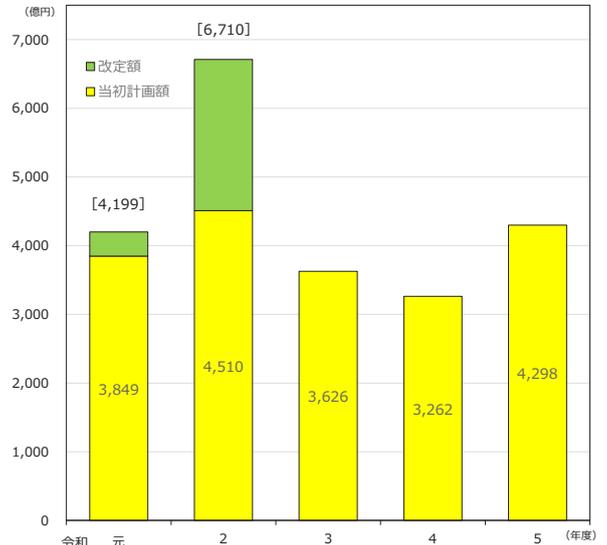
- 新しい資本主義の実現や経済安全保障の確保等に資する分野にリスクマネーを供給。
- 具体的には、天然ガスや金属鉱物資源の安定的な供給確保や、スタートアップ・イノベーション支援のほか、脱炭素に資する多様な事業等に対し、リスクマネーを供給する。

5年度：産業投資 4,298億円

産業投資の内訳

	(単位：億円)			
	R4当初計画	R5当初計画	増減	伸率(%)
(株) 日本政策金融公庫	189	288	99	52.4
国民一般向け業務	20	18	▲2	▲10.0
中小企業者向け業務	169	240	71	42.0
農林水産業者向け業務	-	30	30	皆増
沖縄振興開発金融公庫	26	70	44	169.2
(株) 国際協力銀行	850	900	50	5.9
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	31	12	▲19	▲61.3
(独) エネルギー・金属鉱物資源機構	546	1,392	846	154.9
(株) 脱炭素化支援機構	200	400	200	100.0
(株) 日本政策投資銀行	500	400	▲100	▲20.0
(株) 海外需要開拓支援機構	90	80	▲10	▲11.1
(株) 海外交通・都市開発事業支援機構	580	512	▲68	▲11.7
(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構	250	244	▲6	▲2.4
合計	3,262	4,298	1,036	31.8

産業投資の推移（フロー）



(注) 当初計画ベース。[] は補正による改定後。

3. 令和4年度財政投融資計画補正

令和4年度第2次補正予算における財政投融資計画の追加について

令和4年11月8日
財務省

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、物価高騰・賃上げへの取組や、新しい資本主義の重点分野への投資等を推進する。

追加額：1兆210億円（うち財政融資 1兆4,010億円、政府保証 ▲3,800億円）

※今般の経済対策における財政投融資支出額は、1兆4,210億円

追加のある財投機関と追加事由

(独) 国際協力機構

追加額：5,010億円（財政融資）

- ✓ ウクライナ危機による食糧価格などの物価高騰、先進国の利上げ等による通貨安など、開発途上地域の脆弱性が高まっていることから、**開発途上国等に対する緊急財政支援**を通じ、社会経済の安定等に寄与することで、経済安全保障の強化を図る。
- ✓ 我が国の国際協力に係る政府方針（インフラシステム海外展開戦略の実施や質の高いインフラの推進等）に基づき令和4年度に実施中の事業について、**円安の影響を受けた追加の資金需要**に対応する。

(株) 国際協力銀行

追加額：7,000億円（財政融資）、▲4,000億円（政府保証）

- ✓ 燃料価格高騰の影響を受ける本邦電力・ガス会社等の日本企業による**燃料輸入のための金融支援**を行う。
- ✓ **グリーンやデジタル**など日本企業が強みを有する分野の海外展開や、**日本企業のサプライチェーン強靱化**を金融面で支援する。

(株) 日本政策投資銀行

追加額：2,000億円（財政融資）

- ✓ 足下でのエネルギー価格高騰により厳しい状況にある事業者に対する資金面での支援を実施するとともに、**脱炭素社会実現に向けたGXに資するインフラ整備**（脱炭素・トランジションに向けた取組、再エネ拡大に向けた送配電網等の整備等）を推進するための金融支援を行う。

(独) 住宅金融支援機構

追加額：200億円（政府保証）

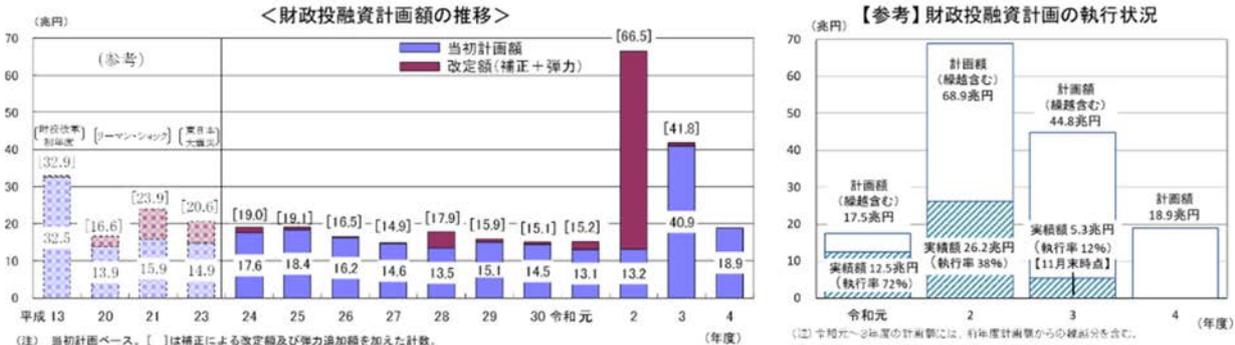
- ✓ **政府保証付きのグリーンボンド（※）**を追加で発行し、**省エネ性に優れた住宅の普及**を促進する。
※一定の省エネ基準を満たす住宅の住宅ローン債権に対応するもの。

4. 令和4年度財政投融資計画

令和4年度財政投融資計画のポイント

令和3年12月24日
財務省

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援に引き続き万全を期すとともに、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」や経済安全保障の推進、防災・減災、国土強靱化等の分野に重点的に投融資を行う。
(令和4年度計画額：18兆8,855億円)



区分	3年度	4年度	区分	3年度	4年度
1. 資金繰り支援や企業の成長力強化等	266,466	57,559	3. 日本企業の海外展開支援等	20,411	24,825
うち 日本政策金融公庫	252,307	48,116	うち 国際協力銀行	11,650	16,060
うち (国民一般向け業務)	93,013	23,020	国際協力機構	6,784	6,417
(中小企業者向け業務)	49,354	11,969	海外交通・都市開発事業支援機構	1,078	1,169
(農林水産業者向け業務)	7,000	6,270	海外通信・放送・郵便事業支援機構	285	405
(危機対応円滑化業務)	100,990	4,740	海外需要開拓支援機構	120	90
沖縄振興開発金融公庫	5,159	2,243	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	348	549
日本政策投資銀行	9,000	7,000	4. 教育・福祉・医療	65,796	64,158
脱炭素化事業支援機構(仮称)[新規]	-	200	うち 日本学生支援機構	6,209	5,849
2. インフラ整備の加速等	19,536	16,049	科学技術振興機構(大学ファンド)	40,000	48,889
うち 日本高速道路保有・債務返済機構	6,200	3,200	福祉医療機構	16,898	8,565
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,458	2,370	5. 地方公共団体	36,847	26,264
自動車安全特別会計(空港整備勘定)	1,178	1,645	財政投融資計画額	409,056	188,855
全国土地改良事業団体連合会[新規]	-	9			

令和4年度財政投融資計画の主な施策

- **新型コロナの影響を受けた事業者への支援 / ポストコロナを見据えた成長力強化**
 - ・資金繰り支援に万全を期すとともに、ポストコロナを見据えた様々な経営課題(事業承継・デジタル化等)に取り組む中小企業者等を積極的に支援。
【日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫】 (財政融資:5兆144億円、産業投資:215億円)
 - ・医療・福祉事業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、デジタル投資の加速や保育の受け皿整備等を積極的に支援。【福祉医療機構】
(財政融資:8,565億円)
- **科学技術立国の実現**
 - ・世界と伍する研究大学を実現するため、10兆円規模の大学ファンドを創設。【科学技術振興機構】 (財政融資:4兆8,889億円)
 - ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、民間資金を誘発するための官民ファンドを創設。
【(新規)脱炭素化事業支援機構(仮称)】 (産業投資:200億円)
- **「デジタル田園都市国家構想」の推進**
 - ・スマート農業やグリーン化、輸出基盤強化等を支援し、農林水産業の成長産業化を推進。【日本政策金融公庫(再掲)】
 - ・生活インフラ(上下水道等)や国が責任を持って対応する分野(災害復旧等)を中心に、地公体へ資金供給。【地方公共団体】
(財政融資:2兆6,264億円)
- **経済安全保障の推進**
 - ・レアメタルを含む重要物資の安定供給の確保等を促進。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】 (財政融資:3億円、産業投資:546億円)
 - ・先端半導体の国内生産を促進するための金融支援。【日本政策金融公庫(再掲)】
- **インフラ整備の加速(国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化)**
 - ・高速道路の暫定2車線の4車線化や、都市鉄道ネットワークの整備を加速。
【日本高速道路保有・債務返済機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構】 (財政融資:4,011億円)
 - ・自然災害の多発等に対応するため、農業用ため池や用排水施設等の整備を加速。【(新規)全国土地改良事業団体連合会】 (財政融資:9億円)

5. 令和3年度財政投融資計画補正

令和3年度補正予算における財政投融資計画の追加について

令和3年11月26日
財務省

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、科学技術立国の実現に向けた積極的な投資を促進するとともに、防災・減災、国土強靱化の推進を図る。
追加額 9, 2 2 1 億円 (うち財政融資9, 2 0 0 億円、政府保証2 1 億円)

<追加額>

1. (株)日本政策投資銀行 6, 000億円

- ▶ 風力発電等の再エネプロジェクト、物流機能高度化等のデジタル化といった成長分野の資金需要に対応。
- ▶ 送配電網整備や高架橋等の耐震整備、災害に強い都市再開発等に係る資金需要に対応。

2. (独)日本高速道路保有・債務返済機構 3, 000億円

- ▶ 防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、高速道路の暫定2車線の4車線化を実施。

3. 新関西国際空港(株)200億円、中部国際空港(株)21億円(政府保証)

- ▶ 2050年カーボンニュートラルの実現等に向けて、航空灯火のLED化による空港の脱炭素化等を推進。

(注) このほか、地方公共団体に対する財政投融資の弾力追加を行う可能性がある。

6. 令和3年度財政投融資計画

令和3年度財政投融資計画のポイント

令和2年12月21日
財務省

コロナ禍の影響を受けた企業・事業者や地方公共団体への支援、イノベーションの加速、生産性向上、防災・減災、国土強靱化などに思い切った重点化(過去最大規模の財投計画)
(令和3年度計画額: 40兆9, 056億円)

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業・事業者への強力な支援
 - ・資金繰り支援や資本性劣後ローンの供給等(日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫) (財政融資25兆2, 407億円)
 - ・医療事業者等への支援(福祉医療機構) (財政融資1兆6, 898億円)
- イノベーションの大胆な加速と事業再生・構造転換
 - ・「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド(仮称)」を設置し、日本医療研究開発機構(AMED)等とも連携して、医療分野等のイノベーションに向けた投資を加速 (産業投資750億円、事業規模3, 000億円)
 - ・民間金融機関が出資する投資子会社や民間ファンドに資本性資金を供給し、地域企業等の回復・構造転換を支援 (産業投資最大1, 000億円、事業規模最大4, 000億円)
 - ・世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設(科学技術振興機構) (財政融資4兆円)
- 低金利を活用した、生産性向上や防災・減災、国土強靱化等に資するインフラ整備の加速
 - ・高速道路の暫定2車線の4車線化や整備新幹線、空港、都市鉄道の整備加速 (財政融資9, 228億円)
 - ・地域の防災・減災、国土強靱化に資するライフラインや排水関連インフラの支援等 (財政融資3兆6, 847億円)

区分	2年度	3年度	区分	2年度	3年度
1. 資金繰り支援や企業の成長力強化等	47,950	266,466	3. 日本企業の海外展開支援等	20,490	20,411
うち 日本政策金融公庫	36,684	252,307	うち 国際協力銀行	12,435	11,650
うち (国民一般向け業務)	20,340	93,013	国際協力機構	5,711	6,784
(中小企業者向け業務)	9,454	49,354	海外交通・都市開発事業支援機構	1,210	1,078
(農林水産業者向け業務)	5,200	7,000	海外通信・放送・郵便事業支援機構	423	285
(危機対応円滑化業務)	990	100,990	海外需要開拓支援機構	230	120
沖縄振興開発金融公庫	1,266	5,159	4. 教育・福祉・医療	10,630	65,796
日本政策投資銀行	9,000	9,000	うち 日本学生支援機構	6,585	6,209
2. インフラ整備の加速等	23,779	19,536	科学技術振興機構	-	40,000
うち 日本高速道路保有・債務返済機構等	12,400	6,200	福祉医療機構	2,594	16,898
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,568	3,458	5. 地方	29,346	36,847
自動車安全特別会計(空港整備勘定)	-	1,178	財政投融資計画額	132,195	409,056



(独) 都市再生機構 / 賃貸住宅事業 / 豊四季台団地 / 千葉県柏市

Ⅲ 財政投融資に関する制度や取組

財政投融資が適切に計画・執行されるよう規定された制度や健全性確保のための取組について紹介します。

Ⅲ部 財政投融資に関する制度や取組

1. 財政制度等審議会財政投融資分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融資分科会が設置され、学識者・メディア・経済界などの出身の委員によって構成されています。

この財政投融資分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投融資計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融資類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査[※]結果など、財政投融資制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

参考：Ⅲ部3.(1)
「実地監査」

■ 財政投融資分科会の様子



■委員名簿

令和5年6月21日現在

<委員>	◎ 翁 百合	(株)日本総合研究所理事長
	○ 土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授
	丸田 健太郎	有限責任あずさ監査法人常務執行理事
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授
	渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科教授
<臨時委員>	有吉 尚哉	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
	岡田 章裕	(株)読売新聞東京本社論説委員
	工藤 禎子	(株)三井住友銀行取締役専務執行役員
	小枝 淳子	早稲田大学政治経済学術院教授
	富田 俊基	(株)野村資本市場研究所客員研究員
	山内 利夫	PwCアドバイザー合同会社ディレクター

(注) ◎は分科会長、○は分科会長代理

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/member.htm

※財政投融资分科会においてとりまとめられた主な報告書

- ・「財政投融资改革の総点検について（平成16年（2004年）」
- ・「財政投融资改革の総点検フォローアップ（平成17年（2005年）」
- ・「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について（平成26年（2014年）」
- ・「今後の産業投資について（令和元年（2019年）」

■ 令和4年度（2022年度）に開催した財政投融資分科会と主な議題

令和4年	6月	6.20	官民ファンドの投資計画等の進捗状況	
		7月	7.28	令和3年度財政融資資金運用報告書 令和4年度政策コスト分析等
10月	10月	10.14	令和5年度財政投融資計画要求の概要 令和5年度財政投融資計画の編成上の論点 (国際協力銀行、日本政策金融公庫、エネルギー・金属鉱物資源機構)	
		10.31	総合経済対策における財政投融資の活用 令和5年度財政投融資計画の編成上の論点 (地方公共団体) 大学ファンドの状況報告	
11月	11月	11.4	令和4年度財政投融資計画補正等	
		11.22	令和5年度財政投融資計画の編成上の論点（官民ファンド）	
12月	12月	12.9	令和5年度財政投融資計画の編成上の論点（改要求機関*）	
		12.21	令和5年度財政投融資計画等	
令和5年	3月	3.17～24	令和4年度財政融資資金運用計画の一部変更について	

*：改要求機関は、8月末の財政投融資要求時点から要求内容に変更があった機関

※その他、財政投融資分科会の議事や提出資料など詳しい内容については、以下のリンクからご覧頂けます。

○議事要旨・提出資料など

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/index.html

○答申・報告書など

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/index.html

2. 財政投融资の財務の健全性確保

(1) 資産負債管理 (ALM^①)

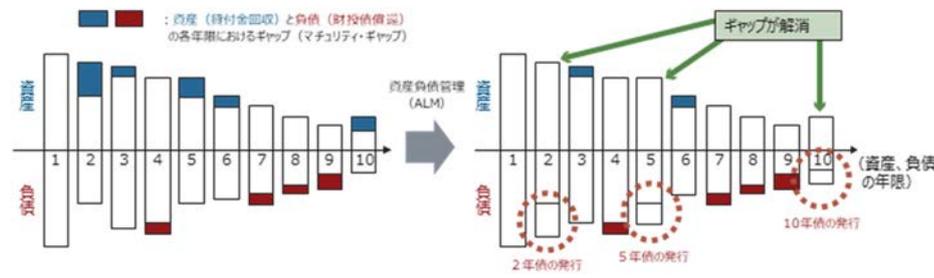
財政融資資金においては、資金の貸付と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスク^②が存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

▶ 貸付と調達（財投債）で償還期間のズレが生じるため、金利変動リスクが発生します。

貸付（国にとっての資産）	財投機関のニーズに対応するため →償還期限（5～40年（うち償還期間0～30年）） →主に元金または元利均等償還
調達（国にとっての負債）	財投債を調達する国債市場における制約のため →発行年限に制約（6ヶ月、1年、2年、5年、10年、20年、30年、40年） →満期一括償還

▶ 財投債の発行年限を可能な限り調整し、期間のズレの解消に取り組むことでの的確な資産負債管理（ALM）に努めています。

【資産負債管理（ALM）のイメージ】



(2) 積立金^③（金利変動準備金^④）

財政投融资改革後、ALM によって財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。そこで、財政融資が長期にわたり安定的な活動を行えるよう、利益が発生した場合には、積立金としてこれを積み立てることとし、将来生じうる損失に備えることとしています。

なお、積立金の準備率の上限については、政令に基づき、財政融資に係る総資産の 50/1000 とされています。

① ALM

『資産 (Asset) 及び負債 (Liability) の総合管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

(関連) 「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

② 金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ざや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融资特別会計においては、財政投融资改革以降の ALM により金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

(関連) 「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

③ 積立金（財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（特別会計法第 58 条第 1 項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計法では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第 45 条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされています（同法第 58 条第 3 項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

(関連) 「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

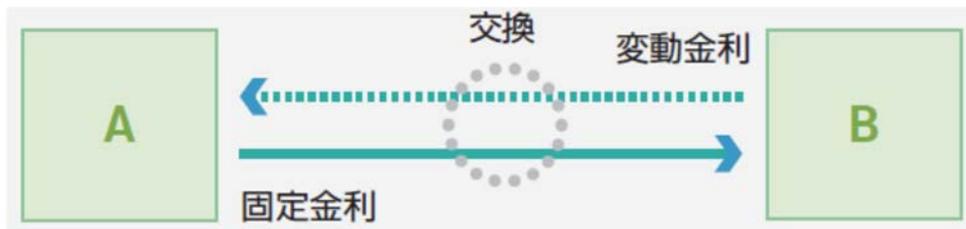
(参考1) ALMの高度化

財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）は、平成18年度（2006年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動に対応する余力が低下しています。

このような状況を踏まえ、平成23年度（2011年度）からは、資産と負債の間のデュレーション・ギャップ^①やマチュリティ・ギャップ^②を調整するため、金利スワップ取引や財投債の買入消却を実施し、ALMの高度化を図っています。

・金利スワップ取引の実施

変動金利と固定金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整



金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

・財投債の買入消却の実施

償還期限到来前に財投債を買い入れ、消却することで、マチュリティ・ギャップを調整

④金利変動準備金

財政投融资特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（1）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の50/1000に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（2）繰越利益がこの額を超える場合、当該超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成19年度（2007年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金勘定の総資産の100/1000から50/1000に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくならないことに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定決算書に「積立金明細表」として記載されています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

①デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

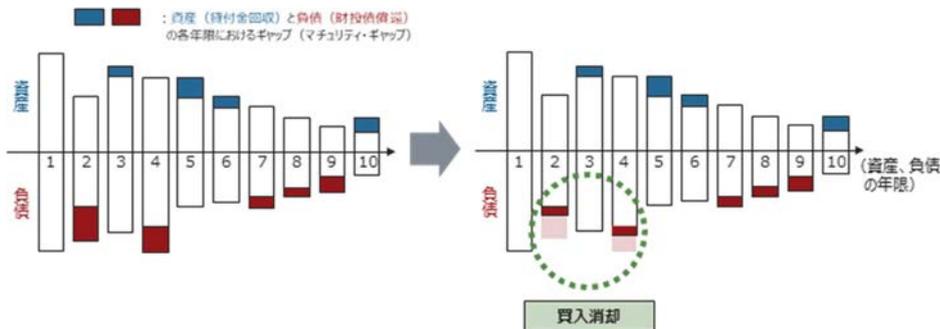
②マチュリティ・ギャップ

各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達の時期にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。

（関連）「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

■ 買入消却によるマチュリティ・ギャップ調整のイメージ

【買入消却によるマチュリティ・ギャップ調整のイメージ】



（参考 2） 財政投融资特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

臨時的・特例的な一般会計などへの繰入れ

特別会計法の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）の準備率の上限（現行：50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされています。これは、財政投融资特別会計が積立金を繰入れ対象とすることにより、国債償還財源として負債の圧縮に充てることのできることにしたものです。

一方で、上記による繰入れ以外にも、平成 18 年度（2006 年度）以降は厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として一般会計及び国債整理基金特別会計への積立金の繰入れが行われました。このうち平成 18 年度（2006 年度）には、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。平成 20 年度（2008 年度）には、積立金（金利変動準備金）の準備率の上限の引下げ（100/1000→50/1000）に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、特例法により、4 兆 1,580 億円を一般会計に繰り入れました。加えて、平成 21 年度（2009 年度）に 7 兆 3,350 億円、平成 22 年度（2010 年度）に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度（2011 年度）に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度（2011 年度）の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対処に活用されました。

復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下「復興財源確保法」という）の規定により、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として活用（国債整理基金特別会計へ繰入れ）できることとされ、平成24年度（2012年度）に9,967億円、平成25年度（2013年度）に6,967億円を繰り入れ、平成27年度（2015年度）当初予算においても5,500億円を繰り入れました。

また、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成27年（2015年）6月30日閣議決定）を受け、平成27年度（2015年度）補正予算から平成30年度（2018年度）当初予算までにおいて、財政融資資金勘定及び投資勘定から、総額5,971億円を一般会計などに繰り入れました。

防衛財源への貢献

令和5年度予算においては、『我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法』に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源」（以下、「防衛財源」という）を確保するため、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保しつつ最大限の貢献を行う観点から、特別の措置として、同法の規定により同勘定の積立金から2,000億円を一般会計に繰り入れることとしています。

また、投資勘定においても、特別会計法の規定により4,367億円を一般会計に繰り入れ、防衛財源に充てることとしています。

■平成27年6月30日の閣議決定に基づく財政投融资特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	合計 (H27~H30)
2,000億円 (融資勘定)	2,783億円 (投資勘定)	554億円 (投資勘定)	634億円 (投資勘定)	5,971億円

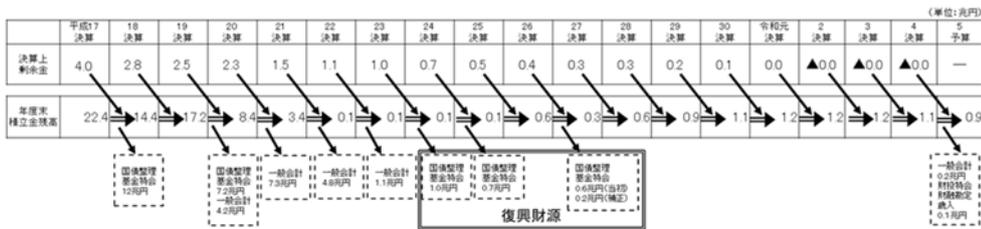
(注) 単位未満は四捨五入。

一般会計などへの繰入れと財政投融资特別会計の財務の健全性

このように平成18年度（2006年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が低下しています。また令和3年度歳入歳出決算上においては489億円の不足が生じ、積立金から同額を取り崩している状況です。（なお、債務超過にはならない見込み）

したがって、今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて十分留意する必要があります。

■ 積立金残高の推移



(参考3) 繰上償還の補償金

固定金利でお金を貸し借りする場合、貸し手・借り手の双方とも、将来の金利水準の変動に対して一定のリスクを負うことになります。借り手は、金利が上昇しても低い金利で借り続けられる一方、金利が低下しても高い金利を払い続けなければなりません。貸し手は、金利が低下しても高い金利を引き続き受け取ることができる一方、金利が上昇しても低い金利のまま我慢しなければなりません。

このような状況において、借り手が貸し手に繰上償還（前倒し返済）を行う場合、貸し手は、本来繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入を失うことになる一方で、借り手から繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行って利息収入を得ることが可能です。したがって、結局、貸し手にとって失った利息収入と新たに得られる利息収入の差額が繰上償還に伴って生じる損失となります。

財政融資資金の貸付けは収支相償を満たすよう運営されていることから、このような繰上償還に伴って生じる損失をそのまま受け入れることはできません。したがって、繰上償還は、繰上償還に伴って生じる貸し手の損失に対応する補償金の支払いが、繰上償還と同時に借り手より確実に行われると認められるときに限定されています。

(注1) なお、平成17年度(2005年度)に(独)都市再生機構及び年金資金運用基金(現在の年金積立金管理運用独立行政法人)に、平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)に旧住宅金融公庫(平成19年度(2007年度)以降は現在の(独)住宅金融支援機構)に、平成19年度(2007年度)から平成24年度(2012年度)に財政状況が厳しい地方公共団体に対し、補償金免除繰上償還を実施しました。ただし、これらは財務状況が悪化し約定どおりの返済が懸念される貸付先であったため、補償金を免除して早期に元本回収を行うことで債権保全を図るなど財政融資資金の償還確実性を高めるために行った例外的な措置であり、下記の「4条件」を満たした上で個別の法律に基づいて実施したものです。

(参考)「4条件」について(平成16年(2004年)に財政制度等審議会財政投融资分科会において要件として設定。カッコ内は地方公共団体の場合)

- ①抜本的な事業見直し(抜本的な行政改革・事業見直し)
- ②繰上償還対象事業の勘定分離ないし経理区分
- ③経営改善計画(財政健全化計画など)
- ④最終的な国民負担の軽減

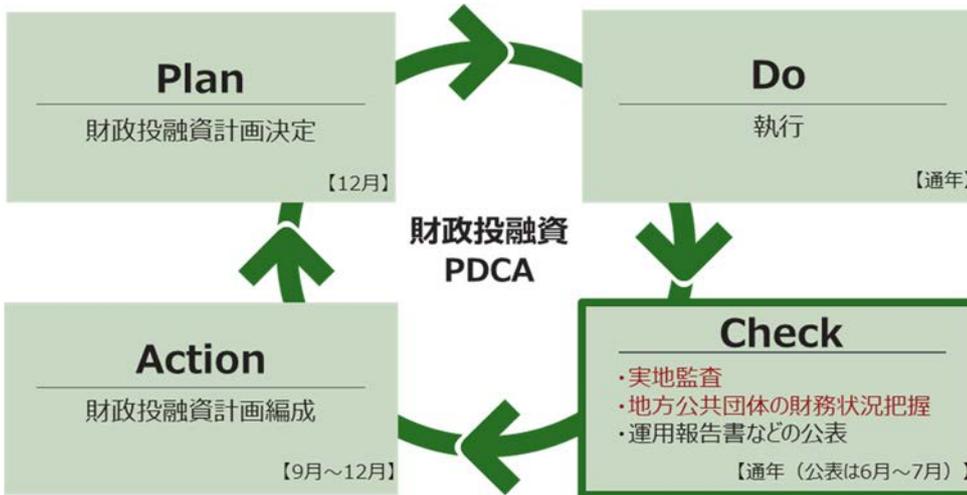
■平成17～24年度(2005～2012年度) 補償金免除繰上償還実施額等
(単位:億円)

	繰上償還額	補償金免除相当額
(独)都市再生機構	31,731	9,018
旧年金資金運用資金	20,294	3,328
旧住宅金融公庫	73,000	13,109
地方公共団体	38,283	8,923

(注2) 地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進する観点から、令和3年度（2021年度）までに実施方針条例を制定した地方公共団体を対象に、厳しい経営環境にあり自助努力を行っていることなどを条件として、当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際の補償金を免除することで、先駆的取組を支援することとしています。当該措置における補償金免除額に伴う財源として地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用することとしています。

3. 財投機関に対するチェック機能の充実

財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、
実地監査や地方公共団体の財務状況把握^④に取り組むことで、財投機関に対する
チェック機能の充実を図っています。



④ 財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。

（関連）「財務状況把握の結果概要（診断表）」

（1）実地監査

A. 法人等実地監査・スポット監査

法人等実地監査は、財政投融资の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融资の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態についてチェックするものであり、監査結果については、毎年度の財政投融资計画編成時の審査に活用しています。平成17年度（2005年度）に開始し、延べ75機関に実施（令和5年（2023年）6月まで）し、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成22年度（2010年度）からは、財政投融资のPDCAサイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

■ 実地監査のフロー



(注) 上記フローは法人等実地監査。地方公共団体実地監査はこれに準じて実施。

B. 地方公共団体実地監査

地方公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官が、貸付先である地方公共団体の、①貸付資金の使用状況、②事業の成果、③財務状況（償還確実性）などをチェックするものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融资分科会においてとりまとめられた「財政投融资改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業^④の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 4 年度（2022 年度）実施先数：272 企業）。

病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況把握により、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行っております。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組のサポートを推進するなど、地方監査の充実を図っています。

④ 地方公営企業

住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で 8,108 事業あります（令和 3 年度（2021 年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

(2) 地方公共団体の財務状況把握

財務局・財務事務所などにおいては、確実かつ有利な運用が義務付けられている財政融資資金の貸し手として、借り手である地方公共団体の財務状況を的

確に把握し財政融資資金の審査の充実などを図る観点から、平成 17 年度（2005 年度）より、地方公共団体の財務状況把握を実施しています。

財務状況把握においては、各地方公共団体の決算統計を利用して行政キャッシュフロー計算書を作成した上で、地方公共団体が公表している各種の財務資料なども利用して、全ての地方公共団体についてモニタリングを実施しています。このモニタリング結果などを踏まえ、一部の地方公共団体に対して直接ヒアリングを実施し、その結果については、財務状況把握の結果概要（診断表）として当該ヒアリング実施団体に交付しています。各地方公共団体に対しては、その結果を様々な場面で活用するよう促しています。なお、財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対しては、融資審査を厳格化することとしています。また、財務状況把握の基本的な考え方や分析手法については、財務省ホームページに「財務状況把握ハンドブック」を掲載し、解説しています。

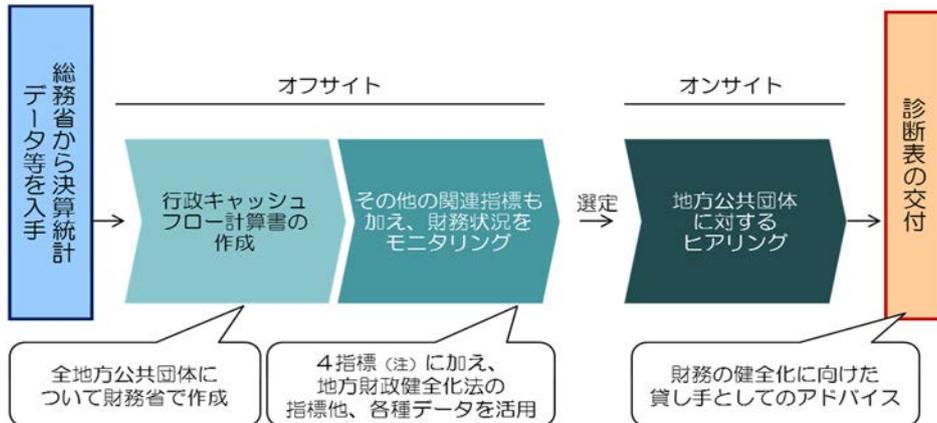
平成 26 年度（2014 年度）からは、地方公共団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を診断表の交付時に他団体へ紹介するなどを行うことにより、アドバイス機能を強化し、丁寧なコンサルティングを実施しています。また、都道府県に対しても、市町村と同様の分析手法を活用しつつ、市町村と歳入・歳出構造が異なることを踏まえてヒアリングを実施しており、今後は実績を積み重ねたうえで財務状況把握の枠組みの構築を図ることとしています。

☞ 財務状況把握の結果概要（診断表）

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。

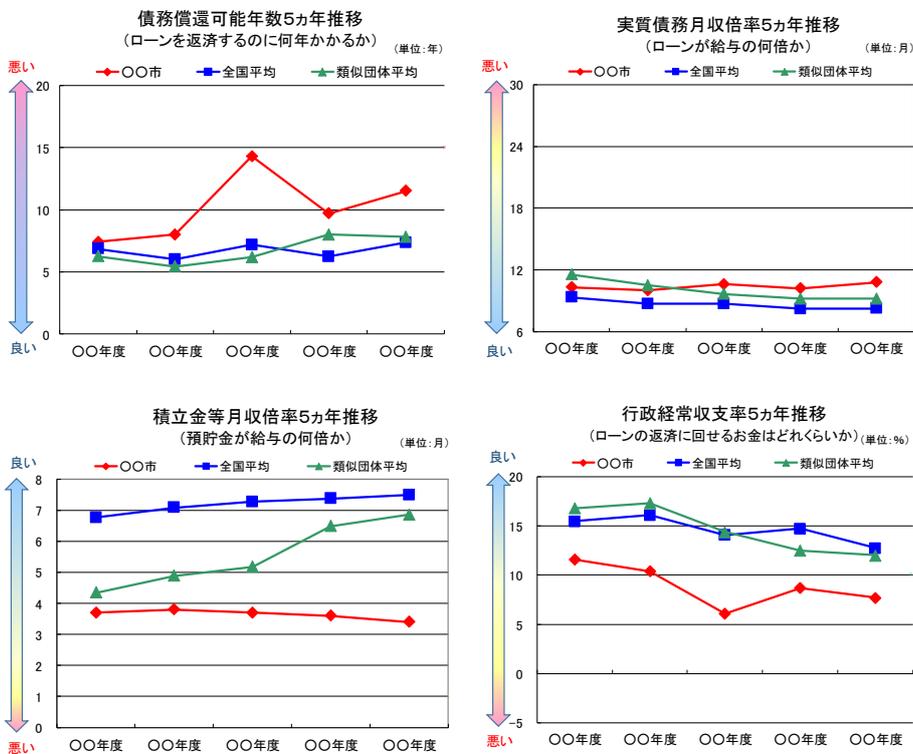
（関連）「財務状況把握」

■ 財務局・財務事務所などにおける財務状況把握の流れ



(注) 4指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック関連データも合わせて算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」、「行政経常収支率」の4つの財務指標のことをいいます。

■ 診断表における4指標の分析(例)



※診断表では、債務償還能力や資金繰りが留意すべき状況にあるか否かの評価を行うとともに、財務上の留意点が生じている場合はヒアリングなどによって要因を把握し、診断表に記載しています。また、地方公共団体が作成した中長期的な収支計画などから把握できる将来の財務見通しについても分析を行っており、ヒアリングを通じて気づいた点や内在するリスクなどの留意点があれば、あわせて診断表に記載しています。

4. ディスクロージャーの充実

(1) 政策コスト分析

財政投融资の対象事業には、財政投融资の他にも、政策目的を達成するため国から補助金などが投入される場合があります。政策コスト分析では、財政投融资のディスクロージャー（事業内容や財務状況に関する情報開示）の充実を図るため、一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として算出し、機関ごとに結果を公表しています。

$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

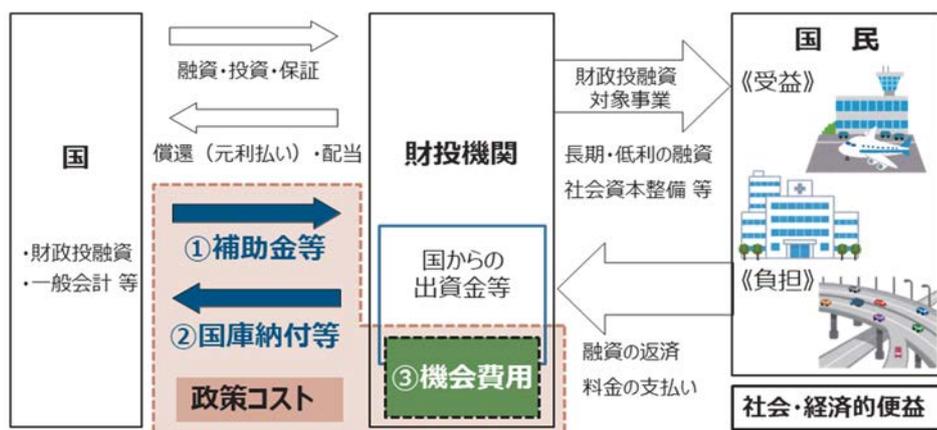
Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税等

③機会費用（出資金等によるもの）

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

(仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することが出来ます。)

■ 財政投融资と政策コストのイメージ



（２）政策コスト分析の活用

政策コスト分析においては、財政投融資対象事業の将来キャッシュフローを推計した上で、事業終了までの長期損益計算書や長期貸借対照表を作成します。これらは、事業の見通しや財務状況、財政投融資の償還確実性などを確認する上で、重要な材料の一つとなっています。

また、長期推計の結果や分析を通じて顕在化する諸課題を各省庁及び各財投機関と共有し議論することは、事業主体自らが事業の改善や見直しに繋げる効果が期待できるほか、債権者として債権を適切に管理する観点からも意義があると考えられます。

さらに、各財投機関においては、ホームページでの公表や、財投機関債を発行する際の債券内容説明書（金融商品取引法上の目論見書に準じて投資家向けに作成される書類）への記載などにより、政策コスト分析が財投機関のディスクロージャーにも活用されています。

（３）財投機関におけるディスクロージャーの取組

民間会計基準又はそれに準拠した財務諸表の作成

令和５年度（2023年度）の財政投融資対象機関のうち、特別会計及び地方公共団体を除く独立行政法人など（27法人）は、全て民間会計基準又はそれに準拠した財務諸表を作成しています。そのため、株式会社ではない独立行政法人などの事業の財務状況についても、民間企業と同じ視点に立ち、統一的・横断的に財務内容を点検していくことが可能となっています。

（４）財政投融資の透明性確保への取組

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融資についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

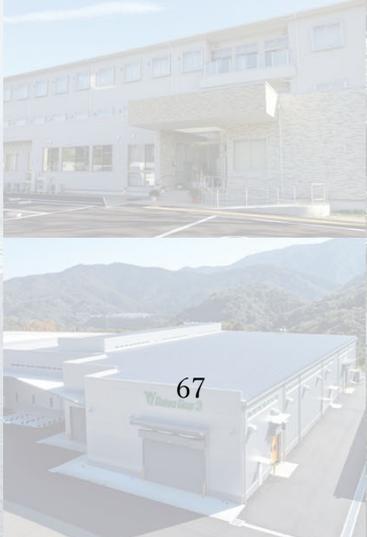
財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、財務省理財局が財政投融資分科会に提出した「財政投融資の透明性の向上について－実施プラン－」（平成22年（2010年）4月）に基づき、PDCAの各段階において、より分かりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。



財政投融资レポート

Fiscal Investment and Loan Program Report 2023

2023 用語集



財政投融资レポート 2023 用語集

あ

運用残額

財政投融资計画に計上された金額のうち、融資や出資などとして使われなかった金額（注）をいいます。

なお、財投債については、財政投融资計画の実績を踏まえ、発行していることから、財政融資資金に余分な資金が滞留しないようにしています。

（注）財政投融资計画に計上された金額は、翌年度に繰り越して使うこともできるため、繰越額を除きます。

（関連）「繰越額」

ALM (Asset Liability Management)

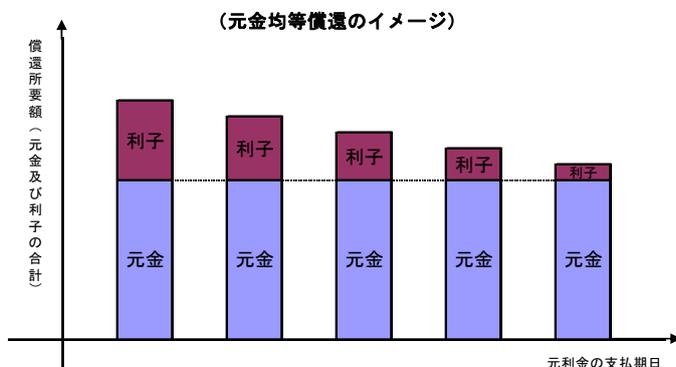
『資産 (Asset) 及び負債 (Liability) の総合管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

（関連）「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

か

元金均等償還

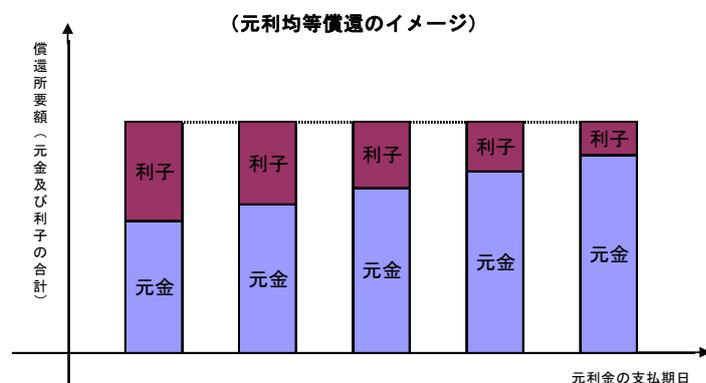
償還所要額（元金と利子の合計）のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。



（関連）「元利均等償還」、「満期一括償還」

元利均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。



(関連) 「元金均等償還」、「満期一括償還」

銀行等引受資金

地方債資金のうち、金融機関などから借入れ又は引受けの方法により調達した資金をいいます。

(関連) 「地方債」

金利スワップ取引

金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

(関連) 「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

金利変動準備金

財政投融资特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（1）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の50/1000に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（2）繰越利益がこの額を超える場合、当該超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成 19 年度（2007 年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成 20 年度（2008 年度）に、財政融資資金勘定の総資産の 100/1000 から 50/1000 に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくなることに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定決算書に「積立金明細表」として記載されています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ざや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融資特別会計においては、財政投融資改革以降の ALM により金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

繰越額

財政投融資計画に計上された金額のうち、対象事業の進捗などに併せて翌年度に融資や出資などとして使われる予定の金額をいいます。

（関連）「運用残額」

現額

補正予算などによる改定を含め、当該年度の財政投融資計画額と前年度からの繰越額を合計したものを指します。

（関連）「資金年度」、「繰越額」

現金主義

現金の授受すなわち収入、支出の時をとらえて整理計算し、そのときをもって損益の発生として認識し計上する基準をいいます。

(関連) 「発生主義」

た

財政制度等審議会財政投融資分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融資分科会が設置され、学識経験等のある委員によって構成されています。

この財政投融資分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投融資計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融資類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査結果など、財政投融資制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

(関連) 「財政投融資計画」、「財政融資資金運用計画」

財政投融資改革

財政投融資制度については、平成13年度(2001年度)に抜本的な改革(財政投融資改革)が行われました。

この改革以前は、「資金運用部資金法」(「I-6-(1)A. 財政融資制度の沿革」参照)に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融資の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融資は、国内の貯蓄を社会資本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融資の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されていました。

財政投融資改革は、こうした点を踏まえ、財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融資の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用(原則市場運用)される仕組みへと改められました。財政投融資に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金需要に応じた効率的な資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金

利は国債金利と基本的に同水準となりました。

さらに、財投機関が行う財政投融資対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、また、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

このほか、政策コスト分析を導入しました。これは、財政投融資のディスクロージャーの観点から、財政投融資を活用している事業について政策コスト（将来見込まれる補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融資対象事業の妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

財政投融資計画

財政投融資は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融資活動は、国民生活に大きな影響を与えると考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融資活動という点では共通しており、統一性・一覽性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（長期運用法）第5条に基づき、財政融資（期間5年以上）、産業投資（出資及び期間5年以上の貸付け）、政府保証（期間5年以上）のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融資計画を毎年度策定しています。

財政投融資特別会計

財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の1つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、「特別会計に関する法律」（特別会計法）により、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融資計画における財政融資（令和5年度計画：16兆2,687億円）は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。

投資勘定は、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出（令和5年度計画：4,298億円）を主な歳出としています。

財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

(関連) 「財政融資資金特別会計(旧)」、「産業投資特別会計(旧)」

財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や、預託金(政府の特別会計等から預託された積立金・余裕金)などによって構成されている財政融資資金を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して主に「長期・固定・低利」で行われる融資です。

財政融資資金は、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。また、「財政融資資金法」第1条において、財政融資資金の運用は「確実かつ有利」に行うことが求められていることから、財政融資資金の運用先は、同法第10条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。

(関連) 「財政投融資特別会計」、「財政融資資金」、「財政融資資金運用計画」、「財政融資資金特別会計(旧)」

財政融資資金

財政融資を行うための原資(財源)です。

財政融資資金は、財投債(国債)や特別会計の積立金(注)などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的として「財政融資資金法」により設置されており、昭和26年度(1951年度)に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度(2001年度)の抜本的な財政投融資改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融資特別会計財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計(=税財源)からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

(注) 年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連) 「財政融資」、「財政融資資金運用計画」

財政融資資金運用計画

当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、「財政融資資金法」に基づき、財政制度等審議会財政投融資分科会の意見を聴いた上で財務大臣により決定されています。

(関連) 「財政融資」、「財政融資資金」

財政融資資金証券

財政融資資金に属する現金に不足があるとき、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の負担において発行し、一時不足額を補足することができる政府短期証券をいいます。

発行限度額については予算をもって国会の議決を経なければならず、1年以内に償還しなければならないとされています。

財政融資資金特別会計（旧）

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和26年度（1951年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成13年度（2001年度）の財政投融資改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成20年度（2008年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定になりました。

(関連) 「財政投融資特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

財投機関

財投機関とは、当該年度に財政投融資を活用している機関を指します。

財政投融資には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の3つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

財政融資については、「財政融資資金法」第10条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

財投機関債

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成13年度（2001年度）の財政投融资改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。

（関連）「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

財投債（財政投融资特別会計国債）

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券（国債）をいいます。財投債の発行収入は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画の中においても国債の一種として位置付けられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われる点で、一般会計などの歳出の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）（注1）上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」（注2）にも含まれません。

（注1）「国民経済計算体系（SNA）」とは、経済統計を各国が共通の基準に基づいて作成するために国際連合が作成した基準です。国民経済を構成している家計、企業、政府の3部門はそれぞれ経済取引を通じて互いに関連しながら経済活動を営んでいます。このほかに、国民経済は貿易や資本取引によって海外の経済活動とも結びついています。このような国民経済の構造・循環をとらえる仕組みが「国民経済計算体系（SNA）」です。その中で、公的部門は一般政府と公的企業に分類されており、公的企業の債務は一般政府の債務には含まれません。現在、財政融資資金は公的企業に分類されており、そのため財投債は一般政府の債務には含まれません。

（注2）「国及び地方の長期債務残高」とは、利払・償還財源が主として税財源により賄われる長期債務を国・地方の双方について集計したものです。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。

（関連）「財務状況把握の結果概要（診断表）」

財務状況把握の結果概要（診断表）

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。

（関連）「財務状況把握」

産業投資

産業投資とは、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や財政投融資特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを原資として行う投資（主として出資）です。

産業投資は、財政投融資特別会計の投資勘定において経理されています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

なお、投資対象は、ガバナンスや収益性の観点から、政府の監督権限及び政府出資規定等を有する特別法により設置される法人に限定しており、その際、法律に国庫納付規定、配当規定又は利益分配規定のいずれかを設けています。

（関連）「財政投融資特別会計」、「産業投資特別会計（旧）」

産業投資特別会計（旧）

昭和28年度（1953年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産業投資）を行い、その経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

（注）

その後、昭和62年度（1987年度）に、社会資本整備の促進を図るためNTT株式の売却収入を活用

した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融資特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和 60 年度（1985 年度）に行われた改正により削除されました。

（関連）「財政投融資特別会計」、「産業投資」

資金年度

予算の一部として国会で議決された財政投融資計画の年度のことを指します。

資金年度を基準に計数を整理する場合、各年度の実績は、財政投融資計画の年度内に融資や出資などとして使われたものに加え、繰越により翌年度に使われたものを含みます。

（関連）「現額」

資産担保証券（ABS）

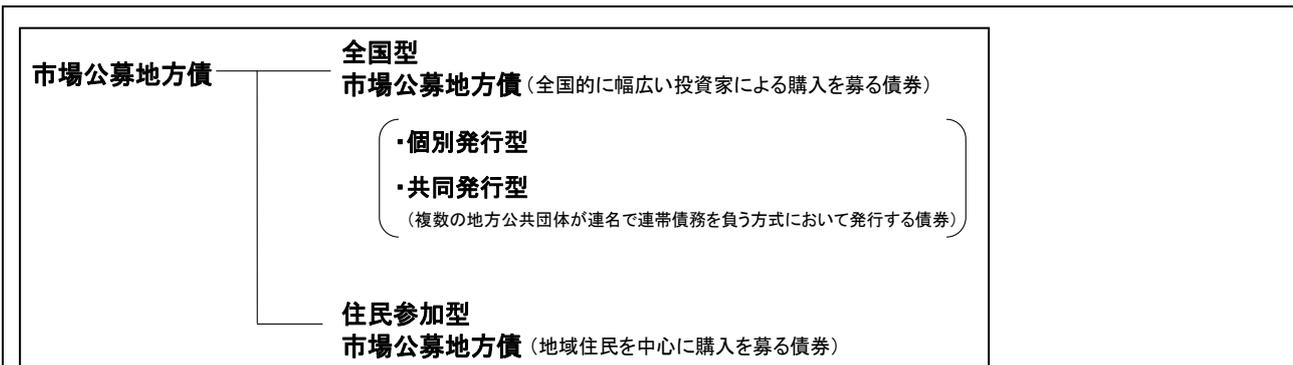
資産担保証券（Asset Backed Securities）とは、企業などが資金調達などのために利用する金融商品のうち、企業などの信用力に依存せず、企業などが保有する資産（金銭債権、動産、不動産など）の信用力を裏付けとして元利払いが行われる金融商品をいいます。

財投機関では、（独）住宅金融支援機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行などに信託することでこれを担保に債券を発行し、資金調達を行っています。

（関連）「財投機関」、「財投機関債」

市場公募資金

地方債資金のうち、広く投資家に債券購入を募る方法により調達した資金をいいます。全国型市場公募地方債においては、地方公共団体が単独で発行する個別発行に加えて発行ロットを大型化することで発行コストの低減や安定的な調達などを図るため、平成 15 年度（2003 年度）から共同発行が実施されています。このほか、地方債の個人消化と公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型市場公募地方債以外に、平成 14 年（2002 年）3 月以降「住民参加型市場公募地方債」の発行が実施されています。



(関連) 「地方債」

実地監査

[法人等実地監査・スポット監査]

法人等実地監査は、財政投融資の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態についてチェックするものであり、監査結果については、毎年度の財政投融資計画編成時の審査に活用しています。平成 17 年度（2005 年度）に開始し、延べ 75 機関に実施（令和 5 年（2023 年）6 月まで）し、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成 22 年度（2010 年度）からは、財政投融資の PDCA サイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

[地方公共団体実地監査]

公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官が、貸付先である地方公共団体の、①貸付資金の使用状況、②事業の成果、③財務状況（償還確実性）などをチェックするものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融資分科会においてとりまとめられた「財政投融資改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 3 年度（2021 年度）実施先数：311 企業）。病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況把握により、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行っております。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組の

サポートを推進するなど、地方監査の充実を図っています。

資本性劣後ローン

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

償還確実性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。

(関連) 「民業補完性」

証券化 (財政融資資金貸付金の証券化)

一般に証券化とは、不動産や債権などキャッシュフローを生み出す資産を裏付けとして証券を発行し、それを投資家に販売することを通じて、当該資産の保有者が資金調達を行う金融手法のことです。

財政融資資金貸付金の証券化については、行政改革推進法において、国の資産は平成 27 年度 (2015 年度) 末の国の資産規模対 GDP 比の半減を目安とすることが規定され、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」において、約 140 兆円規模 (うち財政融資資金貸付金残高は 130 兆円超) の圧縮を図るため、財政投融资改革の継続に加えて、追加的努力のひとつとして、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化によるオフバランス化を行うこととされました。当該証券化は平成 19 年度 (2007 年度) から開始しましたが、信用リスクプレミアムなどの上乗せや証券会社などへの手数料支払により、相当程度のコストが発生しました。その後、いわゆるリーマン・ショックによる金融市場の混乱や証券化市場の低迷などを理由に、平成 21 年度 (2009 年度) 以降は起債を見合わせています。こうした中、証券化には相当程度のコストが発生することや証券化市場に回復の兆しが見られないことに加えて、証券化のメリットであるマチュリティ・ギャップの縮小は、財投債の発行年限の調整や買入消却により確保されることから、財政融資資金貸付金残高の圧縮や金利変動リスクの観点から特に必要とされない限り、今後は、貸付金の証券化は基本的に実施しない (当初予算計上は行わない) 方針としています。

剰余金 (財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金)

一般に剰余金は、国の会計上で、毎会計年度末における歳入 (収納済額) から歳出 (支出済額) を

控除した残額（歳計剰余金）をいいます。

財政融資資金勘定の剰余金は、これまでの貸付債権の利子収入等から財投債の利払い等を差し引いたものです。従来は、市場金利が低下し、低金利で財投債による資金調達を行うことができた一方、過去の比較的高金利の長期貸付が残っていたことにより剰余金が生じていました。しかしながら、現在は、貸付金の償還による運用利回りの低下と調達コストの差の縮小により、令和2年度から決算上の不足が生じています。

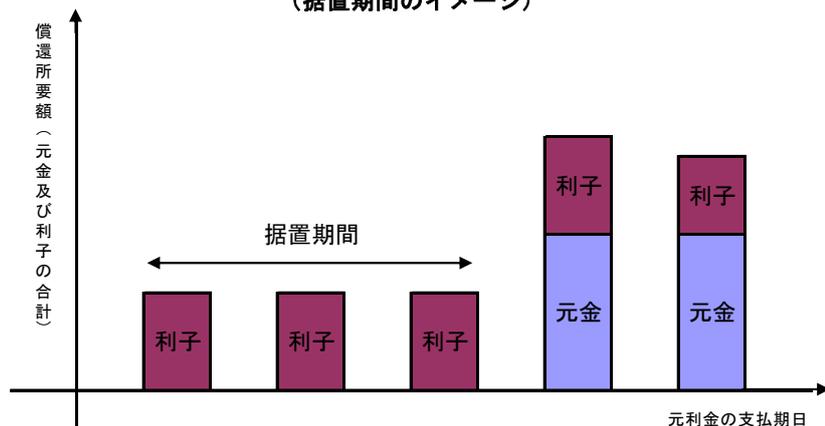
剰余金が生じた場合は、「特別会計に関する法律」（特別会計法）第58条第1項に基づき、積立金として積み立てることとなっています。なお、同条第4項において、剰余金の一般会計繰入れ規定（同法第8条第2項）が適用除外とされています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」

据置期間

借入日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間をいいます。

（据置期間のイメージ）



政策コスト分析

一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として公表し、財政投融资制度のディスクロージャーを推進する取り組みです。

$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税等

③機会費用（出資金等によるもの）

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

（仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することが出来ます。）

政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入金を対象に、政府が元利払いに対して行う保証です。これにより、財投機関は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証債は、国にとってバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融资改革により財投債（政府保証債より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応しています。

最近では、「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（I. 3.(3)参照）を踏まえ、政府保証については引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。

た

弾力条項

「特別会計に関する法律」（特別会計法）の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要がある場合に収入の増加を確保することができるときは、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融资計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

地方公営企業

住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で8,108事業あります（令和3年度（2021年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

地方公共団体金融機構資金

地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金を原資とするものをいいます。地方公共団体金融機構は、全都道府県・市区町村等からの出資により設立され、地方公共団体に対し長期かつ低利の資金を融通しています。

地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債による資金調達は原則として、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、「地方財政法」第5条に掲げられる場合において行うことが可能となっています。

地方債の資金調達先は、大きく分けて、公的資金（財政融資資金など・地方公共団体金融機構資金と民間等資金（市場公募資金・銀行等引受資金）に分けられます。公的資金のうち、財政融資資金は、地方公共団体向けの財政融資として財政投融资計画に計上されます。

地方債の 資金調達先	公的資金	財政融資資金など
		地方公共団体金融機構資金
	民間等資金	市場公募資金
		銀行等引受資金

地方債による資金調達については、地方公共団体の自律的な財政運営を促す観点から、民間等資金によることが基本とされており、財政投融资改革以降、地方公共団体の資金調達能力と資金使途に着目した重点化を推進したことにより財政融資資金の割合は低下し、一方で市場公募資金などの民間等資金の割合は上昇しました（「地方債の市場化」）。

（関連）「銀行等引受資金」、「地方債計画」

地方債計画

地方債の発行予定額などを示した年度計画をいい、総務大臣が財務大臣に協議の上、毎年度策定・

公表しています。

「地方債計画」については、総務省ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei02_04001398_00001.html) をご参照ください。

(関連) 「地方債」

積立金（財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（「特別会計に関する法律」（特別会計法）第58条第1項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計法では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第45条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされています（同法第58条第3項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

(関連) 「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

キャッシュフローのパターンとデュレーションとの関係について（イメージ）



(関連) 「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

は

発生主義

現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融资特別会計については、平成13年度(2001年度)以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。

(関連) 「現金主義」

PFI (Private Finance Initiative)

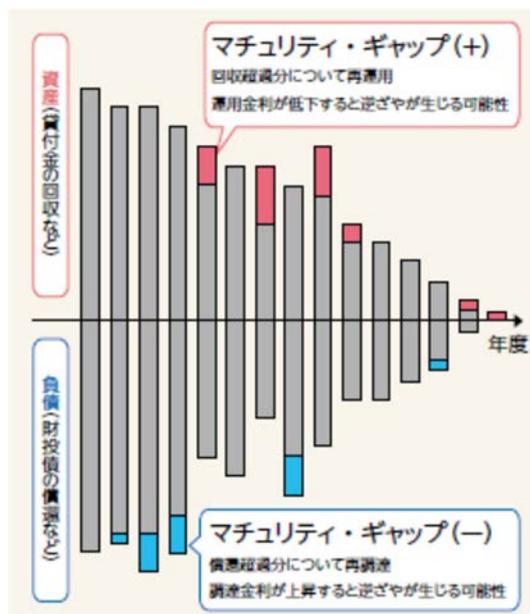
公共施設など(空港、公園、教育文化施設など)の建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力(ノウハウ)を活用することにより、国や地方公共団体などが直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法のことです。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施されています。

ま

マチュリティ・ギャップ

各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。

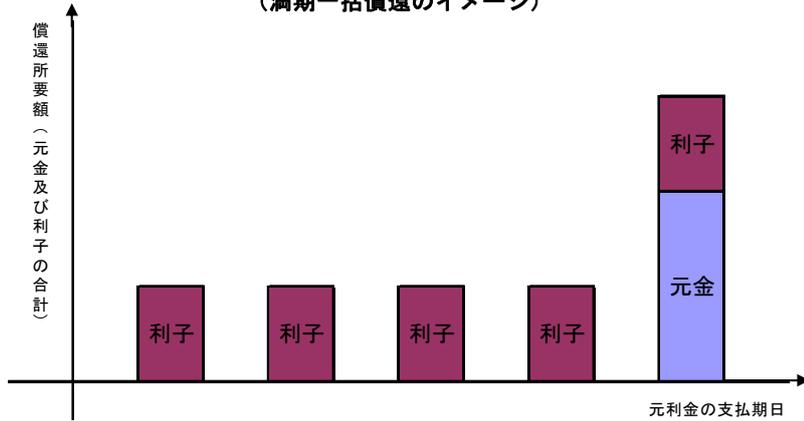


（関連）「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

満期一括償還

元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。

(満期一括償還のイメージ)



(関連) 「元金均等償還」、「元利均等償還」

民業補完性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。

(関連) 「償還確実性」

や

預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金(注)や余裕金(支払い上余裕が生じた現金)などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債金利に即した利子が付されます。

(注) 年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連) 「財政融資資金」

財政投融資レポート2023

Fiscal Investment and Loan Program Report 2023

■ お問い合わせ先

財務省理財局 財政投融資総括課

電話 03-3581-4061（代表）